

遊佐町告示第 157 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条の規定により、次の案件を付議するため、第 574 回遊佐町議会臨時会を令和 6 年 9 月 10 日遊佐町役場に招集する。

令和 6 年 9 月 3 日

遊佐町長 松永 裕美

第 574 回遊佐町議会臨時会会議録

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 9 月 10 日（火曜日） 午前 10 時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※専決処分の審議及び採決

日程第 3 議第 60 号 令和 6 年度遊佐町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の承認について

※補正予算の審議及び採決

日程第 4 議第 61 号 令和 6 年度遊佐町一般会計補正予算（第 4 号）

※事件案件の審議及び採決

日程第 5 議第 62 号 令和 6 年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）契約の締結について

※発議案件の審議及び採決

日程第 6 発議第 4 号 まちづくり政策提言の提出について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第 1 号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12 名

出席議員 12名

1番	遊佐亮太君	2番	伊原ひとみ君
3番	駒井江美子君	4番	今野博義君
5番	渋谷敏君	6番	本間知広君
7番	那須正幸君	8番	佐藤俊太郎君
9番	菅原和幸君	10番	土門治明君
11番	斎藤弥志夫君	12番	高橋冠治君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永裕美君	副町長	池田与四也君
総務課長	鳥海広行君	企画課長	渡会和裕君
産業課長兼 農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼 会計管理 者	伊藤治樹君
教育長	土門敦君	教育委員会 長	荒木茂君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第574回遊佐町議会臨時会を開会いたします。
（午前10時）

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はしておりませんので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、渋谷敏議員、6番、本間知広議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、那須正幸委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（那須正幸君） おはようございます。第574回遊佐町議会臨時会の運営について、去る9月6日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日9月10日限りとなりました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に専決処分1件、補正予算1件、事件案件1件を一括上程し、続いて専決処分1件の審議及び採決、補正予算1件の審議及び採決、事件案件1件の審議及び採決を行います。次に、発議案件1件の審議及び採決を行い、終了次第、第574回臨時会を閉会したいと思います。

なお、本臨時会では常任委員会を開催せず、本会議で審査いたしますので、所管にかかわらず質疑を行ってもよいということにいたしました。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上であります。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日は所管にかかわらず質疑を許可いたします。

また、本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第5まで、議第60号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてのほか補正案件1件、事件案件1件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

松永町長。

町長（松永裕美君） おはようございます。

それでは、第574回遊佐町議会臨時議会、まずは議第60号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についてでございます。本案につきましては、令和6年7月25日の遊佐町大雨災害による被害発生を受け、緊急に災害復旧、被災者支援を行うに当たり事業予算編成が必要となったため、地方

自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。歳入歳出予算の総額に8億6,300万円を増額し、歳入歳出予算の総額を104億8,600万円としたものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金で3億9,564万6,000円、県支出金で1億5,243万1,000円、繰越金で1億712万3,000円、町債で2億780万円をそれぞれ増額し、歳入補正総額では8億6,300万円を増額したものでございます。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で238万9,000円、民生費では1億9,762万5,000円、衛生費で4,500万円、農林水産業費では84万円、商工費では1,702万円、災害復旧費で6億12万6,000円をそれぞれ増額し、歳出補正総額では8億6,300万円を増額したものでございます。

続きまして、議第61号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）でございます。本案につきましては、これも令和6年7月25日に発生しました大雨災害による被害発生を受け実施させていただきます災害復旧事業、被災者支援事業に要する事業費、また定住促進住宅建設整備支援金交付事業や子供たちのスクールバス運行管理費など、当初予算編成後の事業の見直しなどにより緊急を要する事業費予算につきまして補正するものでございます。歳入歳出予算の総額といたしまして19億2,700万円を増額し、歳入歳出予算の総額を合計124億1,300万円とするものでございます。

歳入について申し上げますと、地方交付税では1億6,671万5,000円、災害復旧事業費補助金などの国庫支出金では12億7,298万5,000円、県支出金では4,978万5,000円、繰越金で5,275万5,000円、諸収入で1,826万円、町債で3億6,650万円をそれぞれ増額させていただき、歳入補正総額では19億2,700万円を増額補正させていただくものでございます。

一方、これに対応する歳出につきましてご説明させていただきます。総務費では820万円、衛生費で3,126万円、農林水産業費では783万6,000円、商工費では7,238万3,000円、土木費では1,585万円、消防費では118万4,000円、教育費では453万5,000円、災害復旧費で17億7,405万2,000円、諸支出金で370万円、予備費で800万円をそれぞれ増額し、歳出補正総額で19億2,700万円を増額計上するものでございます。

最後に、議第62号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）契約の締結についてでございます。本案につきましては、令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）につきまして、工事請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案させていただくものでございます。

以上、専決処分案件1件、補正予算案件1件、事件案件1件についてご説明させていただきました。なお、詳細につきましては所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしく議員の皆様ご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 専決処分の審議を行います。

日程第3、議第60号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

なお、本会議での質疑は、1人につき3回までとなっております。

質疑に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 専決処分についての質問、3点させていただきます。

最初に、まず3つある中の1つずつ申し上げますと、1つ目として、専決処分とした理由についてお伺いしたいのと、2番目として、浸水被害後の消毒についての事業費も出されておりますけれども、これについての町のお考えをお聞きしたいのと、3つ目として、遊佐町チャレンジファーム事業84万円というのが計上されておりますけれども、これについてお伺いしたいと思っております。

まず、1つ目です。専決処分とした理由についてお伺いします。過去にも補正予算を専決処分としたことはあるというふうに見ておりますけれども、当町の予算規模がおおむね100億円でございまして、今回8億6,300万円が専決処分で組まれているということで、全体予算の1割に近い数字が専決で追加されているというふうに見ております。今回未曾有の大災害でございまして、何回か申し上げておりますけれども、私の自宅も床下浸水を受けまして、赤ちゃんがいる中で、ミルクをどこであげたらいいのだとか、浸水被害でカビのことが心配でどこで寝かせたらいいのだろうか。床下浸水だったので、そんなに被害大きくなかったのですが、家の中でそれなりにごたごたしておりまして、浸水被害、災害というのは怖いものだなというふうに感じておるところなのですけれども、そういった未曾有の大災害の中で専決処分はやむを得ない措置というふうにも思っているのですけれども、例えば8月5日に臨時会ございましたので、その後の8月20日前後にまた臨時会開催して補正予算の承認を求めるといったこともできたのではないかなというふうに思っております。専決処分を行うに当たっての基準はあるのか、また今回専決処分でやっているのを事前に補正予算で計上しなかった、この点についてお伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今遊佐議員からございましたけれども、専決処分をした理由ということでございましたけれども、専決処分の基準といいますか、こちらのほうで話し合いをして、工事の関係でどうしても急ぐ必要があったということと、臨時会等開く余裕といいますか、そういったものもなかったと。実際は、8月5日、臨時会開催したわけなのですけれども、やっぱりその前に急いで、工事等も含めていろいろあったということで、こちらのほうで話し合いをして、あと財政的な部分も含めて相談をして、専決処分をしたほうが良いというふうに判断しましたので、このような形で専決処分させていただいたものでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ご回答いただき、ありがとうございました。緊急事態ということで、やむを得ない部分もあるかなとは思っているのですけれども、これも含めて災害への事前の対応なのかなとも思ったようなところもあります。やはり例外というのは少なくすべきだと思いますので、今回を教訓に、急いで緊急予算を捻出しなければならないときはどういうふうに対応するか等々も庁内で、役場内でお考え、シミュレーションしておいたほうがよいのかなというふうに考えたところでございます。

続きまして、浸水被害後の消毒についてお伺いしたいと思っております。歳出の項目の中でも被災事業者消毒助成金として202万円の予算が組まれております。私の自宅も7月25日豪雨災害で床下浸水の被害がありましたので、先ほど申したのは被災事業者のほうではありますけれども、床下浸水、床上浸水された方のご自宅にも消毒液の配布をしてもらっております。消毒は、床下が十分に乾燥してからでないとも効果

が薄いというふうなことも、説明も一緒にもらっておりましたので、まずは畳を上げまして、畳の下に断熱材を敷いておりましたので、それを上げまして、透湿防水シートを上げまして、それからやっと床下をのぞきますと、見事に泥が入っているなど、あららと思って、その泥を一生懸命かき出して、床下に潜り込んで、やってどうにかして、扇風機を10日ぐらい回して、また床下潜って乾いているのを確認した上で、さあ、消毒だとなったのですけれども、消毒する前にどういうふうに使うのかをもう一回確認しようと思ひまして、ウェブ検索等々していく中で、厚生労働省が床下浸水においては床下の消毒は原則不要というふうに明記しておりました。正直戸惑ったというのが私の感想でございます。店舗や工場となると家屋とは違うところもあるでしょうし、お客様に提供する食器は何か雑菌があるとよくないと思いますので、そういうところの消毒は必要なのだろと思うのですけれども、そういうことも含めて、どういうときに消毒をしたらいいのかなというか、浸水被害後の復旧方法についての周知が弱いように感じているところでございます。私は自分で調べたから対応できましたけれども、あれですとちょっと消毒さえすれば元の生活に戻れるというふうに勘違いされる方も多いのかなというふうに感じたところでございます。先日聞いた話では、家屋の浸水被害に遭いますと、遊佐町、東北にありますので、冬季は非常に寒い地域でございます。私の自宅も非常に寒かったので、慌てて畳の下に断熱材を敷いたりとかという対応を今年の1月、2月ぐらいに行ったのですけれども、多くのご家庭はリフォームであったり、新築するとき壁の中に断熱材を入れているのではないかなというふうに思っております。断熱材の素材としては、グラスウール製の断熱材が使いやすく、安価であるというところなのですけれども、その断熱材が浸水被害に遭いますと水を吸ってしまって、そのままでは湿気が取れないので、カビてしまうと。そうすると、住んでいる方々の健康を害するというような話を伺ったところであります。ほかにも被災後の応急復旧についての方法であったり、税の減免措置といったこともあるというふうに伺ったところであります。被災者の方々に個別に説明はされていると思うのですけれども、今回で言えば被害に遭った集落が、私は和田に住んでおりますけれども、和田であったり、六日町であったり、吹浦であったり、杉沢であったりと、比較的限定されていると思いますので、それぞれの集落ごとに合った形の説明会を開催するという方法もあるのではないかなと思ったところでございますが、だんだんと予算についての質問からそれているので、ちょっと軌道修正いたしますと、消毒、これについてどういう場合にするのが適切と町としては考えられているのかをお伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 金額のご質問がありましたので、9ページの7款商工費、1項商工費の2目商工振興費の中の被災事業者消毒助成金の202万円のことかと思われませんが、こちらにつきましては先日の全員協議会でもご説明させていただいたとおり、あくまでもこちらは事業者向けの消毒の費用ということで、消毒のほうは床下等であっても、やはり汚物も流れてきているようなところでありますので、消毒をしっかり行ったほうがいいというところは皆さんご承知のことかと思いますが、この補正額、専決処分の今の金額については、あくまで商工事業者向けのものということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございます。正直、私が床下に潜った感じだと、汚物は流れていな

かったなというふうに思いました。それは、私が住んでいる和田がそうなのであって、ほかでは違うこともあると思うのですけれども、今回は内水氾濫だったかと思うので、そんなに下水が湧くとか、動物の死骸が流れてくるとか、そういうことはなかったように思っておりまして、何か消毒以外にも復旧に必要なこともあるのではないのかなとは思っているところですので、もし可能であればほかの追加措置等々も考えていただけるとよいかなというふうに思っているところです。

3つ目になります。遊佐町チャレンジファーム事業84万円が計上されておりますけれども、こちらについてお伺いしたいと思います。私は、以前この件については個別にお伺いしたので、ある程度内容は把握してはいるのですけれども、概要書の歳出、Ⅰ、農林水産業の振興ということで記載されております。農林水産業の振興の項目ではありますけれども、内容は被災者の方へのチャレンジハウス緊急貸出しに関するものとなっており、致し方がない区分けなのだろうとは思ってはおりますけれども、農林水産業の振興とは基本的に関係のないもののように思っております。修繕料が20万円、施設の改修工事費60万円というふうになっておりますけれども、それぞれどのような内容のものなのかについてお伺いしたいというふうに思っております。

また、チャレンジハウスを緊急貸出しするということになった経緯であつたりですとか、本来のチャレンジハウスの用途があると思うのですけれども、それについては今後どのように運用されるのかなということについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

チャレンジファーム事業のところで補正予算をさせていただきましたが、今議員おっしゃられるとおり、今回の補正の案件につきましては、借家でお住まいの方が被災をしたということで、その借家にお戻りになれないという状況の中で、町が、産業課が所管しますチャレンジファーム事業で借り上げておりますチャレンジハウスというのが稲川地区、増穂地区にございますが、そちらがここ3年ほど使用していないというようところで、空いているという状況がございましたので、そちらに一時避難場所ということで住居を提供しようということで、そういう経過でなったものであります。内容につきましては修繕料ということで、3年ほど使っておりませんでしたので、ボイラーですとか水栓の修繕、さらには清掃もなかなかされていない状況でありましたので、清掃の委託。改修工事としましては、テレビ用のアンテナの設置、アンテナも壊れておりましたので、アンテナの設置と網戸の設置、網戸も全てのサッシについていたわけではございませんでしたので、不足のところの網戸の設置。あとは、宅地内でちょっと湧き水といいますか、湧き水の水で湿っているところがありましたので、その処理を行ったということであります。もともとのチャレンジファーム事業でありますけれども、新規就農者の住居を町が支援するという形であります。現在はアパートのほう、新規就農者、チャレンジファーム事業、該当している方いらっしゃいますけれども、民間のアパートのほうにお住まいをしながら新規就農の取組をしているということで、そちらの家賃の補助も行っておりますけれども、実際のチャレンジハウスという物件については3年ほど使用ありませんでしたので、今後また新たにそういう希望者がいれば活用していくというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君）　これにて1番、遊佐亮太議員の質疑は終了します。

2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君）　では、私からも3点ほどお聞きしたいと思います。

8ページの3の歳出、款3民生費、項3災害救助費、目3災害救助費、節13使用料及び賃借料についてお伺いいたします。概要のほうには、避難所の借り上げ料1,473万1,000円というふうに書いてありました。専決ですので、既に終わった分だと思いますが、今現在、9月6日現在、6世帯23名の方がまだ避難されているというふうに報告受けております。この金額ですが、いつまでの分の計算としての金額なのか、ひとつ教えていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君）　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　まず、お答え申し上げます前に、避難者数についてなのですが、6世帯23名ということでおっしゃっておられましたけれども、9月9日現在、昨日現在で4世帯11名に減っております。

それで、まず補正額1,473万1,000円についてなのですが、その内訳について、避難所として遊樂里、しらい自然館を借り上げて、その借り上げ料の支払い分として、これが9月の中旬ぐらいまで、13日ぐらいまでの分も見込んで、あと今まで支払った分も加えて、遊樂里、しらい自然館の借り上げ料として1,386万6,500円になります。あとそれに加えて豊島区から災害支援職員を派遣していただきましたので、その宿泊料が86万4,500円ということで、合わせて1,473万1,000円ということになります。

以上です。

議長（高橋冠治君）　2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君）　ありがとうございます。もう災害が始まって1か月半ぐらい経過していると思います。これからの生活基盤整えるために、焦らず、かつ前に進むことを皆さん促すようにしていくことも大事ではないかなというふうに思います。先ほどの説明で4世帯に減ったということで、前を向いて歩き始めた方もいらっしゃるということで、少し安心しております。ただ、まだ避難者の中で新しい生活のめどが立っていない方もいらっしゃるということです。被災者との希望の住居先がうまく折り合わないのか、また単に住居が不足していて見つからないのか、まだ避難者がおられるという理由がもし分かれば教えていただきたいと思います。

議長（高橋冠治君）　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　それでは、まず先ほど申し上げましたけれども、4世帯11名の方が今遊樂里のほうにまだ避難されております。9月中旬ぐらいをめどにということで今話を進めておりまして、今の状況見ますと、町外に移り住もうとしている世帯もございますし、あと先ほどありましたけれども、チャレンジハウス、町であっせんする住宅に移り住もうとしている世帯もございますし、あと自宅のほうが大分片づいてきて、そこに戻る世帯もございます。あまり詳しく申し上げますと、個人情報のことに触れてしまいますので、まずそれぞれの世帯と相談しながら9月中旬をめどに対応を進めさせていただいております。

以上です。

議長（高橋冠治君）　2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 了解しました。ありがとうございます。避難所に避難されている方、4世帯というふうに分かりましたけれども、ほかにも親戚の方、よそに住んでいられるご家族のもとに避難されている方もまだ多くいらっしゃるというふうにお聞きしております。その方たちのこれからの生活のめどの相談とか話し合いとか行われているのかどうか、もしくはまたその方たちの今までの生活の補償的な、補助みたいなものはあったのか、お聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

遊楽里以外での避難といいますか、親戚のお宅に避難されている方だとか、そういった方々については、もしこちらのほうに相談があればいろいろその相談にも対応させていただいている状況はございます。ただ、こちらのほうからそこにアプローチしてやっているということではございません。

あと補助的なもの、支援についてもあぼんの入浴券を配付させていただいたり、そのようなことはやらせていただいております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて2番、伊原ひとみ議員の質疑は終了いたします。

3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 私からは、概要書の歳出、Ⅱ、商工振興と観光施設の整備、大雨災害被災事業者支援事業の1,500万円の被災事業者経営助成金、被災による休業事業者、観光関係事業者への減収減益に対する助成の詳しい中身を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

事業の内容につきましては、先日の全員協議会でも資料を提示して説明をさせていただいたところでありますが、今回の大雨によりまして休業を余儀なくされた事業者に対しまして、昨年度、前年度の売上げと比較をして減収益分を助成するというような内容であります。1か月未満の休業の場合は上限40万円、1か月以上の休業の場合は上限70万円というところが1つの事業のつくりとなっております。さらに、もう一つのパターンにつきましては、今回の被災によりまして影響を受けました観光業、観光協会ですとか旅行業者、またタクシー業者につきましては、上限30万円ということで、あくまでも前年比、前年の8月分と比較してという金額に対して当面すぐに助成をするというような対応で、専決処分の中身になっているというような状況であります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） 詳しくありがとうございます。では、これは事業者が申請した上で補助金を受け取れるという制度になるかと思うのですがけれども、先日、鳥海山に登りまして、御浜の山小屋の方に今年の状況どうでしたかって言ったら、もうタイミングが合わなかったし、7月25日の大雨もあったので、キャンセルもすごく多かったですという声も聞いたのですがけれども、そういう山小屋はちょっとどこに所属しているか分からないのですがけれども、そういう方も申請すればいただけるのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 山小屋の経営の方が事業者なのかどうか私存じませんので、今お答えはちょっとしかねます。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 3 番、駒井江美子議員。

3 番（駒井江美子君） では、次移りまして、また概要書からなのですけれども、その他の歳出で、協働のまちづくり事業ということで、きらきら遊佐マイタウン事業補助金（公民館復旧事業分）ということで238万9,000円、六日町、宿町二、宿町三、樽川ほかと書いてあるのですけれども、これは大雨のためにちょっと問題というか、大雨の被害があった公民館を直すための費用かなと思うのですけれども、それぞれの詳細と、ほかというところはほかにどのくらい公民館があるのかというところを教えていただければと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

こちらのきらきら遊佐マイタウン事業補助金といたしまして238万9,000円、専決処分をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては従来からきらきら遊佐マイタウン事業ございましたけれども、今回の災害を受けまして、令和6年7月25日の豪雨災害に伴う被災地区集落公民館復旧事業費補助金交付要綱、こちらを新設させていただきました。8月1日付で単年度要綱として新設をさせていただいて、この要綱によって集落公民館、被災された部分の復旧に充ていただくと、復旧費用の補助をするというものこの制度化を図ったところでございます。補助金の交付対象経費でございますけれども、被災地区の集落公民館の原状復旧に要する経費という位置づけをさせていただいてございます。従来のきらきら遊佐マイタウンでいきますと、補助対象経費の2分の1、上限が大体50万円という制度設計をしてございましたけれども、今回の災害復旧に向けての補助額としましては、補助対象経費の4分の3、なおかつ上限なしということで設計をさせていただきました。それで、概要書にございました集落名、六日町集落さん、宿町二集落さん、宿町三集落さん、樽川集落さん、こちらについては町のほうでも把握をしておりますて、見積書の提示ですとか、見積書に記載のない部分についての今後のお考え、そういったものもお聞かせをいただいております。そのほかに把握している部分はというお尋ねだったかと思いますが、現状のところはこの4つの集落公民館のみということでこちらでは把握をしてございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の質疑は終了いたします。

4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） それでは、私から質疑をさせていただく前に、豪雨の災害におきまして、町長はじめ執行部の皆様、職員の皆様には迅速にご対応いただきまして心より感謝申し上げます。9月6日の政府の閣議決定におきまして、激甚災害ということで決定をされまして、施行は9月11日との報道も出ております。今後迅速に本格的に復旧作業が行われることを心から願っております。

それでは、私から質疑をさせていただきます。先ほど1番議員からも質疑がございましたけれども、今回この令和6年度一般会計補正予算（第3号）、専決処分ということになるわけですが、私のほうからもちっと角度を変えまして、町長にお聞きをいたします。このたびの9月の臨時会、7月25日に起

きました豪雨災害の対応についての議案がほとんどということでございます。これまでの迅速な対応につきましては、先ほども申し上げましたとおり、心から感謝を申し上げるところではございますが、今回の令和6年度一般会計補正予算（第3号）、この専決処分につきましては8億6,300万円の処分がなされております。先ほど町長のお言葉にもございましたが、専決処分、迅速な対応が求められる災害時に活用することが多く、地方自治法第179条では、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことなどが明らかであると認められるときと条件を明示しております。あくまで例外というのが法的な位置づけというふうに感じております。その中でも今回のこの第3号につきまして、歳出、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金補助及び交付金、先ほども質疑がございましたけれども、被災事業者経営助成金1,500万円の計上があり、専決処分がなされております。いわゆる事業者に対しましての助成金ということで今回専決処分をいただいたというふうに理解をしております。この後、第4号のほうで審議はなされるかと思えますけれども、県のほうからも同じような事業者に対しての助成金、こちらのほうの計上につきましては専決ではなく、次の補正のほうに計上されているということになろうかと思えます。私たちがこの内容を初めて確認したのは、先ほどもご答弁の中にごございましたが、9月3日、全員協議会での所管からの説明でございました。翌日、9月4日、町のホームページに事業者の皆様に対しましてお知らせということで出されております。全員協議会が行われたのは9月3日ということだったわけですが、今日10日、9月の臨時会の日程ということは既に決定されておったわけなのですが、これを待たずに専決処分をなされたというところについてお聞きをしたいと思います。総額につきましては1,500万円、専決ということではありますが、例えば事業者の皆様に対しましての助成金の規模的なもの、条件的なもの、金額、こういったものが果たして事業者の皆様に対して十分なのかどうかということが、我々議会の中での質疑、検討を行う間もなく専決されたということになっておりますが、この専決されました総額につきまして、今回補正予算に計上していただければもう少し深く議論ができたのではないかなという部分が私としてはあるのですが、こちらについての町長の考えはいかがでしょうか。お聞きをいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） ただいま今野議員からご質問のございました件でございますが、今回今野議員がおっしゃったとおり、我が町にとっては未曾有の大災害となりました。今質疑されているこの順番とか、例えば議員の皆様にお示ししてきっちり審議してから執行部のほうもお決めしたほうがいいのかというご提案については、ホームページに載った時期も考えますと、今野議員の今のこの疑問というのはとてもよく理解できます。ただ、1つここで申し上げたいのが、とにかく被災者の方たちに寄り添って迅速に行動したいという、そこが私たち執行部の一念で、ここまで走ってまいりました。なお、今ご質問された件につきましては、とても重要なことでございますので、また災害がいつ起こるか分からないということで、私たちもしっかりとそのところを考えて、なお議会の皆様たちに、今タブレットでお示しすることもできますので、何かいい方法はないかと考えていきたいと思っておりますので、その際には、今回のように本当に議会を開くまでやはり準備期間、とてもたくさんの量でございましたので、今までになかった仕事の量でございましたが、まずは今日このように臨時議会が開かれましたこと、私は職員の方々のご努力だと思っていますし、またいろんなご質問があると思うので、誠実に対応していきたいと思っております。ご意見頂戴いたしました。

議長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。私は、決して専決処分を否定するものではございません。ただ、さきの全員協議会、ご説明いただきましたけれども、その全員協議会で今回の専決なされました議案についての説明はいただきましたが、これあくまでも説明ということになりますので、全員協議会では採決であったり、否決であったり、そういった権限が全くございませんので、今後もまず原則原理に立ち戻っていただきまして、議会を通しての適切な丁寧な運用を求めるものであるということをご理解いただければと思います。

次の質疑に入らせていただきます。先ほども質疑の中でございましたけれども、概要書より、県支出金の歳入、災害救助費、その中に避難所開設として遊樂里、しらい自然館借り上げ料として667万1,000円の歳入の計上がございます。同じく歳出としまして、先ほど質疑の中にもございましたが、概要書より、避難所開設、宿泊施設、遊樂里、しらい自然館への借り上げ料として1,473万1,000円の支払いが専決処分ということでなされております。先ほどの答弁の中ですと、9月中旬までを見込みまして1,386万6,500円ほどの計上のほかに、豊島区からの職員の皆さんの費用も見込みましたということでお話を伺ったところでございます。恐らくこれ歳入と歳出、対になるものというふうな理解になろうかと思うのですけれども、歳入金額667万1,000円、歳出金額につきまして1,473万1,000円ということで倍以上の差額が発生しております。歳出につきましては、先ほど見込みも含んでということで内容の詳細をお聞きしたところですが、こちらの歳入667万1,000円の計上につきましては、どのような算定根拠ということで県からの支出金になりましたのか。こちらの差額につきまして、例えば災害対応ということになるのだと思うのですけれども、今後差額の補填があるのか、ないのか、その辺につきまして、危機管理という面では総務課であろうかと思っておりますけれども、お聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今、今野議員おっしゃられたように、歳出については今おっしゃられたとおりで、あと歳入について申し上げますと、667万1,000円ということで、これ災害救助負担金、1名当たり7,000円で計算しております。食費、あと消費税込みということで、ホテル、旅館等1泊当たりの単価の目安ということで7,000円というものが設定されておまして、うちのほうで計算して、あくまでも延べ人数なのでございますけれども、953人ということで見込みまして、7,000円掛ける953人ということで667万1,000円ということで歳入を見込んでいるものでございます。あとこの差額については、災害救助法の適用もございしますので、起債を充当させて、それに対して交付金が算定されてくるというような形にはなっておりますけれども、まだ具体的な数字についてちょっと把握しておりませんので、すみませんが、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 4 番、今野博義議員。

4 番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。具体的なところはまだというお話ではございましたが、災害救助法適用ということで、歳出のほうでかかった部分につきましては後ほど補填されるのかなというふうな理解をさせていただいたところです。今回、8億円を超える、8億6,300万円ほどの専決処分なさっているわけなのでございますけれども、やはり町民の皆さん、これからこの復旧どうなるのか、農地どうなるのか、皆さん本当に心配なさっています。早急に対応していただいたことにつきましては、非常にありが

たく思っています。ただ、情報がやはり足りない。個別に各係のほうにお聞きをすれば、町が責任持ってやりますよという回答をいただいているということではあるのですが、なかなかそれが町の皆さんに届いていないということがございますので、皆さんに対しての情報公開もしっかりやっていただきたいということをお願いしまして、私の質疑を終了いたします。

議長（高橋冠治君） これにて4番、今野博義議員の質疑は終了いたします。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 私からは、2点ほど質問をさせていただきます。

まず、明細書の8ページになりますが、3款民生費、3項災害救助費、3目災害救助費、14節工事請負費1億4,049万円についてでございますが、こちらにつきましてはさきの全員協議会でも説明いただいているように、災害救助法適用による県の委任事務であるということと、第17回の災害対策本部では、中規模半壊1世帯、半壊が109世帯、準半壊4世帯と公表されておりまして、災害における被災者のニーズというのは非常に多様化しておりまして、必ずしもニーズに合わない、この制度に合わない被災者のニーズというものも多くあるのだろうというふうに考えられます。この中では、決められた要綱に基づいて何が支援できるのかについて行われているわけですが、町の業務においてもなかなかそこは容易ではないというふうに推察されます。

そこで、質問なのですが、災害救助法の住宅修理制度、特に高齢者世帯などの被災者救済にこの制度がどのように貢献できたのかということ、それからこの制度をもってしても断念してやむなく転居しなければならない、そういった方がどれくらいいたのか、そういったあたりお分かりになる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

1億4,049万円ということで、応急修理の件でのご質問だと思いますが、高齢者にはどのような貢献がされたのかということでございますが、罹災証明を申請されて、役場のほうでも証明書を発行しているわけですが、この応急修理の件につきましては、広報などと一緒にチラシを配布するのではなくて、罹災証明発行された世帯に対しまして郵送でチラシをお送りをしておりますので、まず罹災証明を発行された方につきましては漏れがないというふうに考えております。高齢者ということでも、そういったリフォーム支援金ということで使うという方もいらっしゃるかもしれませんが、こちらのほうは71万7,000円上限ということで、金額が高くなれば一定パーセンテージは下がるわけですが、100万円前後の補修費用でも71万7,000円までは要件に合致していれば出るということで、その辺につきましては収入が少ない高齢者の方にも活用できるものだったのかなと思っております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。漏れなくこういったところのご案内は町民に届いているというところで、その辺は理解できるのですが、ただ建築業者の話になりますと、こういった水害における住宅被害というのは平均してもやはり200万円以上するのだということで、壁も被害を受けますし、こういったところで71万何がしの、金銭的には助かる部分ではあるのですが、今持家住宅のリフォーム資金等

も上限に達しているというところで、なかなかそれ以外の対応ができないという町の状況もある中で、こういったところの少し心配をしていた内容でございます。

次に、明細書の9ページになりますが、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目の農業施設災害復旧費、ここの18節の負担金補助及び交付金ということで1,000万円計上されているわけですが、農業用施設等災害復旧事業費補助金ということで、概要書によりますと農業者、集落、生産組合等の復旧費用に対する補助金というふうにあるわけでございますが、専決処分をされた予算でございますが、災害を受けて、当集落の場合になりますが、すぐに動かなければならない、そういうものが生産組合でありました。このような中で、当然農業に関係する部分、あるいは農業に関係しない河川であったり、インフラであったり、そういったところについても生産組合が可能な限り動いたというふうなところがございましたので、生産組合も人員不足や、あるいは高齢化といったところでなかなか難しくなっている中で、こういった被害に対して、今回は何回も会合を開いたり、共同作業を行ったり、そういったところをやっていた。私も生産組合の役員でございますので、本当に何度集まったか分からないほど、そういった対応をしてまいりました。今回このように農業者、集落、生産組合等の復旧に資するものというふうなことでございますが、これどのようなお考えでの対応になりますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まずもって、今回の大雨災害の対応ということで、特に渋谷議員の集落、広野ほか山間部のところについては、いち早く皆さんご自分の力でいろいろ復旧を始めていただいたところ、感謝申し上げたいと思っております。

今回の補助金でありますけれども、第4号のほうにも本予算ということで同じ項目で載せておりますけれども、町のほうですぐ業者に発注して、林道ですとか水路が埋まってしまって、すぐ水路開けないと、ちょうど出水期でありましたので、そういう対応については地元の方が行っていたというところにつきまして、現在、通常行っております多面的機能交付金の直接支払の事業があるのですが、その事業の中では個人の日当ですとか機械の借上げ料、資材費等を拠出しているような別の事業があります。それで通常農地の維持管理をしているわけですが、その単価を用いまして、これからの支払いということになるのですが、それぞれ申請をいただきながら、ご自分たちで行った復旧については町で負担しますよということで考えておりまして、今補助金交付要綱、まだ完全に出来上がっておりませんので、早々に要綱を作成しまして、既に1回行っているところについては支払いを、費用負担をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5 番（渋谷 敏君） ありがとうございます。生産組合と言われても、その生産組合が管轄する、そういったところへの手当というふうに理解をしたところでございます。

質問としては以上でございますが、先ほどもお話ありましたように、全員協議会で説明も私どもは受けてございまして、被害から1か月以上経過しているというところで、町民の方のストレス、そういった部分についてはかなり厳しくなっているという、そういうところが感じられます。9月査定、それから10月

の工事開始というふうな日程も私どもは受けてございますが、先ほど話にあったようにそういった情報が住民にしっかり届いていない、こういった原因で住民のいろいろな不平不満につながっているというふう
に本当に強く感じてございます。職員は本当に一生懸命やっただいて、私は頭が下がる思いです。そこは、私どもも理解してございますが、今精いっぱい町でやっているこの状況を、それを町民の方にぜひ
伝えていただきたい、そういったところを強くお願いをして、私の質問を終わります。

議長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の質疑は終了いたします。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 私のほうからも専決処分に関しましての質疑をさせていただきたいと思います。

初めに、先ほども質疑がありました概要書のきらきら遊佐マイタウン事業に関しまして、少し質疑を
させていただきたいと思います。新しくこちらのほうは公民館要綱を新設したというふうに先ほど課長のほう
からお話がありまして、内容的には通常であれば2分の1の上限50万円、また公民館関係であれば2
分の1で上限が150万円という、本来の規約の要綱の中にはありますが、新しくということでありまして、
今回は4分の3で上限がないという新しい規格で対応していただくということでありましたが、1つ目は、
集落に関しましては軒数の少ない集落もありまして、公民館であればその集落の部落費で補っているとい
う形ではあります。その中で、4分の3ではありましたが、これ全額補償はできなかったのかどうかとい
うところを1つお聞きしたいのと、あとはもう一つは、要綱の中にはマイタウンは1回限りですよという
要綱がありました。今回この4つの公民館に関しましては、前回利用しているところもあるのかなとは思
いますが、そのところはなく、この公民館に関しましては新しい要綱の中で原状修理という形であれば
マイタウン事業が使えるということによろしいのかどうか、ここの2つをちょっと確認したいと思いま

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

1つ目のお尋ねでございました補助対象経費を一応4分の3ということで、こちらで設定いたしました
けれども、全額負担という形は取れなかったのかというお尋ねだったかと思います。この要綱を設定する
に当たりまして、ほかの例、他県の災害時の対応の例とか、そういったものも確認をさせていただきまし
て、全額町で負担ということはちょっと難しいなという判断をさせていただきましたので、従来のマイタ
ウンの2分の1以上に補助割合を高めて、4分の3とさせていただいたところでございます。マイタウン
事業に関しましては、同様の事業を2回ということにならないですよということはこれまでもお伝えをし
ておりますけれども、今回の災害の部分については、集落公民館のところ、私ちょっと確認はしておりま
せんけれども、7月25日の災害に伴うものであれば対象とさせていただきたいという考えを持ってござい
ます。先ほど4集落からの情報、申請というお話をさせていただきましたけれども、そのほかこちらでま
だ漏れがあった場合の対応ということで、その他の予備費ということでも若干計上しておりますので、今
後また手を挙げていただいたところに対しましても、ある程度対応はできるかなというふうに思ってい

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 説明ありがとうございました。本来のマイタウンからすれば、やっぱり補助率が

かなりいい補助率でありまして、公民館も私どもの吹浦地区は結構床上とか浸水をしたところもありましたので、そういったところではどうしても軒数が少なくて負担割がかなり多くなるところもあるかなと思ひまして、そういった内容でちょっと確認をさせていただいたところでありました。

もう一つは、今その他の予備費で対応するような形で今後は行っていきたいというお話がありましたが、この周知は各区長さんのほうに周知をされているのかどうか、もしくはホームページ等、そういった形で表記をしているのかどうか。なかなかホームページでありますと見られない方もおりますので、そういった形で区長への連絡はしっかりと行っているのか、そこをひとつ確認をしたいと思ひます。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

この事業の周知についてというお尋ねでございましたが、こちらにつきましては8月1日号の広報の配布に合わせまして、各集落の区長様宛てにこの事業の周知のための文書を送付をさせていただいてございます。集落公民館の復旧事業調査、予算化するためにどの程度の被害があったのかと、そういった部分も兼ねての周知をさせていただいたところでございますので、町内の全集落のほうにはこういった周知はさせていただいたと思ひてございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。それでは、その後のまた予備費、もしございましたらぜひ対応のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つですが、ちょっと確認をさせていただきたいのが、概要書の災害復旧費の中の町営住宅補修事業であります。この中で工事請負費が2,700万円という形であります。6戸の建物の中の修繕費という形ありますが、私ももともとあそこのところで生活をしていた経験もありまして、ちょっと行くと高低差があつて大分違うのです。例えば信号のところから、それこそセレモニーホールのほうに向かいますと、あそこの十字路まで行くと向こう側は水が上がっていないところもかなりありまして、かなりの高低差があるわけなのですけれども、第2団地の6戸の、各棟多分災害状況が違うのかなと思ひておりますが、やはり一番大きいところでは腰くらいに水が上がったのかなと思ひますが、そういったところのちょっと状況をご説明をいただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。3つ目ですので、これが最後になりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

ちょっと私も具体的に床上どの程度までということは把握していなかったのですけれども、先日、各住宅、6戸回らせていただきまして、どのように復旧していくかということをお伝えしたところでございます。やはりどのお宅も和室、畳あつたところは全て持ち出して廃棄、仮置場のほうに持っていったようでございますし、あとリビングとキッチン、床張りなので、そちらのほうをきれいにし、そちらでまず生活をしているというような状況でございました。あとトイレなども、床上は一定の水深になるわけなのですけれども、壁紙、トイレなども全て線が入っている状況でございましたので、その辺も補修をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君）　これにて7番、那須正幸議員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君）　それでは、概要書のチャレンジファーム事業についてお尋ねをいたします。

緊急貸出し用ということでございますが、今現在何名の方がお住まいで、なおかつ貸出期間の定め等がございますでしょうか。

さらに、災害救助費として教科書支給のための費用がございます。これの対象になられた方、もしよろしければ、小学校なのか、中学校なのか、対象は何名様いらっしゃるのか。教科書購入という限定でございいますが、教科書以外の補助等の対応はなされなかったのか、これについてご答弁をお願いをいたします。

議長（高橋冠治君）　太田産業課長。

産業課長（太田智光君）　チャレンジハウスのほうのご質問がございました。現在チャレンジハウスのほうに入居する予定の方々はご家族5名です。夜間は、まだ遊楽里のほうにお泊まりになっているということで、今のところ日中はチャレンジハウスのほうにいられていろいろ、家財道具は全部チャレンジハウスのほうに移っておりますので、そちらのほうで家事なんかはされているようなふうに見受けているところであります。期限につきましてですが、基本いつまでという話はしておりませんが、チャレンジハウスが、先ほども答弁させていただいたように、もともとは新しい新規就農のための借り上げのところでございますので、現在のところ、今希望はないのですが、来年度からを見据えると、3月くらいまでかなと、長くて、というふうには思っているところですが、ご家族ともお話をし、今も新しいお住まいを探しているのだということでありましたので、新しいところが見つかり次第、移られるのかなというふうには思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君）　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君）　お答えします。

先ほど災害救助法によります教科書等の給付の関係なのですが、今回、小学生のほうで1名、それから中学生のほうで1名ということで、計2名分となっております。こちらのほう、正規の教科書、それから教材分ということで、災害により教科書等使用できなくなった児童生徒に対して教科書の補給をするということでこちらのほうを計上しております。これ県のほうからの負担があるというようなことで歳入歳出として上げさせていただいております。

また、今回このような大きな災害でしたので、それ以外のこういった給付ということとはございませんけれども、学校の先生方、それからスクールカウンセラーを通して、児童生徒の心のケアというようなことで対処のほうはしっかりやっているというようなところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君）　8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君）　2番目の小学生、中学生の教科書に付随したもの、やはり私は教科書が駄目になるのであれば、当然ノート、その他いろいろ文房具あると思います。教科書だけが駄目になって文房具等は大丈夫だったということはまず考えられないと思いますので、この件についてのケアとでも申しまし

ようか、これについては心配ないということによろしいでしょうか。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えします。

詳細な状況といえますか、個人のそういったいわゆる財産という部分になると思うのですが、そこまでの対応というのは教育委員会のほうではしていないというような状況でございます。教科書につきましては、義務教育で無償貸与という、無償で給付するということになっておりますので、そこについてはしっかり対応させていただいているというような状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） やはり水害に遭われて非常に大変な状況にあると思いますので、先ほど心のケアというようなお話もございましたが、物心ともに、心及び文房具に対しても、個人財産とはいえ、町で対応できるものであれば対応していただくというのがよろしいのかなと思ってございます。

次に、災害復旧費の中で語りべの館復旧に関わる事業費及び杉沢比山伝承館等の被害についてお尋ねをします。こちらの施設は、ともに現代的な建物ではないという認識でございますが、今後復旧に際して文化財的なものの被害等々は何かございましたのでしょうか。それに対する町からの手だて等についてお尋ねをいたします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

こちらの杉沢比山伝承館、それから語りべの館ですけれども、こちらについては国のほうの公立社会教育施設の災害復旧費の補助金というようなものを活用させていただいて、復旧に向けていくというようなことでございます。今回の激甚災害により被害を受けたというようなことで、その見込みでもあったものですから、そういった場合 3 分の 2 の補助が活用できると。地方公共団体が設置する公立の社会教育施設というようなものに今回の杉沢の 2 施設が該当になるというようなことで、このように予算を上げさせていただいたところでございます。これにつきましては、原状復帰というようなことがまず原則として条件となっております。ですので、今ある形を元に戻していくというような原則的な条件の下に工事等行っていくというようなこととなります。その単価等の積算もさせていただいて、国、それから県の担当とも連携取りながら積算して計上しているというようなことでございます。杉沢比山等、いろんな国の指定も受けていることでもございますので、ぜひ復旧していくような形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて 8 番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたします。

9 番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、私のほうから質問させていただきます。一応質問の回数が 3 回に限られておりますので、1 回につき複数の課長に聞くことになると思いますので、よろしくお願いします。

最初に、産業廃棄物処理に関することについて質問させていただきます。予算科目では、8 ページのほうに、衛生費のところに 4,440 万円の計上がされております。それで、今回の大雨によります状況を申し上

げますと、災害廃棄物の集積所は7月の27の日に吹浦と小原田、サン・スポーツランドですか、そこに開所されました。その後、サン・スポーツランドについては8月5日で閉鎖となりまして、吹浦については8月30日、予定のとおりやっております。先日、いろいろ回ってみますと、サン・スポについてはかなり分別されておったのですが、ちょっとこれが災害復旧ごみかなと疑うようなものも実際あったことは事実であります。そんな中、関連的なものを申し上げますと、実は県内ではあまり制定はされていなかったのですが、災害廃棄物処理計画、これが徐々に整備されておりまして、遊佐町の場合は令和3年の3月31日付で遊佐町災害廃棄物処理計画を策定しております。それを読み込んでみますと、一番最後のページ、31ページのところにちょっと文章が載っておりましたので、そのことについて若干述べて確認をさせていただきます。「遊佐町は、大規模災害等により行政機能が喪失した場合」、一部を省略しますが、「県へその事務を委託する」と、そういう記載があって、「災害廃棄物処理の主体は県となるが、遊佐町の多くの作業を行う」というような記載もあります。これについて、質問の項目に入っていきますが、多分総務課長になるかと思います。今回のこの文章を見ますと、行政機能は喪失はしていないと私は認識しております。ただ、先月ですか、ある新聞の報道には、町は単独で廃棄物の処理が難しいと、そういう判断をされて、県を通じて県産業資源循環協会のほうに依頼をして、町内のある産業廃棄物処理業者が実質処理に当たったということがあるようです。今回県に調整をしたということは、この計画に基づくものではなく、あくまでも県に対して調整を依頼したものなのか、1つ伺います。

次に、同じ項の2つ目になりますが、一応その項目を読み込んでいきますと、「災害廃棄物の処理については、環境省が所轄する災害等廃棄物処理事業国庫補助金が適用される」と。それについては、「被災市町村が国に申請して行われる」という文言が書いてございます。今回の案件については、遊佐町が環境省のほうに直接申請されておったのか伺います。

それで、第1回目の最後になりますが、この専決処分された内容で、衛生費のところで費用が委託料として4,440万円計上されております。歳入のほうでは、国庫のほうから半額程度の2,250万円、補助金として入るようでございます。ここで、これも総務課長になるかと思いますが、この国庫補助金の残額は交付税措置になるとの理解でよろしいのか。結果的に町がこの災害廃棄物処理に関して、交付税措置になればかなり年月が先になりますが、基本的にどのぐらいの負担割合になるのか。

第1回目の質問はこれで終わります。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

まず初めに、県に対して処理についての調整を依頼したのかというご質問の件でございますが、こちらの件につきましては、山形県と、先ほど議員おっしゃいました一般社団法人山形県産業資源循環協会と協定を締結しております。こちらにつきましては、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、県と循環協会が協定を締結しているということでございます。県内においてそういった災害が発生した場合、山形県地域防災計画に基づきまして、県が循環協会に対し、災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分の協力を要請するということになっております。この協定では、県内の市町村が災害廃棄物の処理等について町からの要請に基づいて県循環協会に協力を要請するということで、今回町では単独での処理が困難ということで、そういう判断をいたしまして、8月1日付で山形県へ要請書を提出しまして、協定に基づ

き応援をいただいているところでございます。

それから、廃棄物の処理についての補助金の関係でございますけれども、こちらにつきましてはただいま議員がおっしゃいましたとおりでございます、町が環境省、国のほうに申請したということでございます。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、私のほうからは災害廃棄物の処理、いわゆる災害ごみの関係の国庫補助金の残額、交付税措置になるわけなのですが、あと最終的に町の負担割合はどれほどになるのかということに対してお答え申し上げます。

まず、補正予算の第3号の概要書のⅣの町債の災害対策債のところに書かせていただいているのですが、災害対策債450万円ということで書いてありますけれども、その右側に詳細説明書かせていただいているのですが、災害廃棄物処理事業費、これ需用費、役務費も含めて4,500万円から国庫補助分2,250万円と、あと特別交付税措置見込額、これ特別交付税の対象にもなるものですから、特別交付税見込額1,800万円を除いた額が450万円であります。その450万円の100%起債が、災害対策債が充当されるものであります。さらに、災害対策債の元利償還金の57%に特別交付税が措置されますので、計算しますと町の最終的な負担割合は5.7%となります。計算すると金額的に256万5,000円が町の負担ということになります。なお、特別交付税措置見込額1,800万円、あと災害対策債の元利償還金57%については、毎年措置される特別交付税と併せて算出作業中のため、今回は計上しておりません。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 償還になる時点での割合、今聞いたところで5.7%でございました。

次に、2回目の質問で、被災された町民の生活に直結する内容についてお尋ねさせていただきます。さきの全員協議会のほうで生活家電購入支援事業、これについて説明がありました。基本的には予算書のほうに載っておるわけですが、この補助金として4,200万円ほど計上されております。その財源内訳を見ますと一般財源として載っております。ただ、歳入についてはどこを探しても記入はありませんので、取りあえずそういう状況であります。それで、この概要書見ますと、対象が150世帯というようなことでありました。それで、先ほど災害対策本部の資料のこと述べられた議員もいらっしゃいますが、第9回の時点で初めて載っておりました。それを見ますと、全町で床上浸水したのは198世帯ということでありましたので、この対象を150にしておった根拠は、それらの床上浸水を対象にしてとのことなのか、お伺いしたいと思います。

また、8月14日の先ほど述べた全員協議会のほうで、ここに関して私が総務課の財政のほうに質問しましたところ、一般財源であるということは回答いただいたわけですが、いろいろな報道見ますと、9月4日付で県がこれに関して支援をする方針をしたようであります。9月県議会、間もなく始まりますので、それ終わらないと対応はできないと思うのですが、今のところは一般財源の補正の内容ですが、基本的に県で補正予算が原案可決になった場合、このことについては補助を受けることが可能になるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、もう一点ですが、遊佐町の第2団地補修事業、これについてですが、基本的に工事費2,700万円ほどであります。概要書によれば6戸の補修工事ということでありました。実はあそこの建物について、翌朝、26日の朝、私も社会福祉協議会のところに行きましたら、ちょうど知っている方がそこの住民なものですから、塀のところまで来て、ここまで来たのだということで示されて、車がもう没になるほど湛水したということも聞いたところで、本当に生々しい声をお聞きしたところでありました。それで、あそこの、多分第2団地というのはコンクリートの建物だと思うのですが、いろいろ調べてみますと、あれは昭和52年度に建設されまして、53年の1月、春頃から募集されたようであります。基本的には16世帯が入居できることになります。今言ったことが正しければ築46年が経過をしている建物であります。それで、6戸ということですが、これを6で割りますと1戸当たり466万円という試算になります。私も前職でいろいろ災害復旧担当しました。災害復旧は原形復旧、これが基本でありますので、改良工事を含むようなことはできないと認識しております。この第2団地の事業内容の概要について質問させていただきます。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、私のほうからは最初の2つの質疑について答弁させていただきます。

まず最初に、生活家電の購入事業について、対象世帯は床上浸水した世帯150世帯ということで、こちらの積算上はそうなっておりますけれども、まず対象については住家、いわゆる住んでいる家が床上10センチ以上の浸水の被害を受けた世帯ということでしております。あと2つ目の質疑についてなのですが、県議会で補正予算案が原案可決になった場合、県から補助を受けることを想定しているかということでしたが、当然県議会、今日ですか、やられていると思うのですが、県からの補正予算が、補助を受けることになった場合、こちらのほうでも県からの補助を受けることを想定しております。今回はまだ県議会を経っていないものですから、歳入を計上していなかったのですが、10月の定例会の補正予算のほうに今現在計上させていただきたいと考えております。

まず、私のほうからは以上です。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、私のほうからは第2団地の補修事業のほうについてお答えをいたします。

先ほど議員、築46年ほどとおっしゃいましたけれども、そちらは4階建てのアパートのほうの遊佐団地のほうのことだと思われまして、今回補正の対象になっておりますのは4階建てのアパートのあの通りをもう少し信号のある五差路のほう、そちらのほうに向かって行って、左に入っていきますと6棟の戸建ての第2団地がございますので、そちらが対象でございます。

先ほど那須議員のご質問の際にも少し答弁はさせていただいたのですが、今回被災した町営住宅遊佐第2団地につきましては、木造平家建てで、6棟、平成15年築ということでございます。6戸全て床上浸水いたしましたので、今回の補正の補修の内容といたしましては、床、壁の補修となります。具体的には、浴室を除いた和室2部屋、6畳、8畳間、それからリビングダイニング、洗面、脱衣室、トイレという内容でございます。シンクですとかトイレの便器ですとか既存設備につきましては、使えるものは一旦撤去して、また床の貼り替え、壁の貼り替えなど終わりましたら補修後戻すという形になります。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 私はそこだと思って勘違いしておりました。私が申し上げたのも町営住宅のほうですので、私も10月の質問、その辺のことをしますので、なぜもう一棟の町営住宅のほうの対応がなされないかは、3回目ですので今回はしないで、10月の一般質問の中でちょっと質問させていただきたいと思っています。

それでは最後に、財政措置についてお伺いしたいのですが、町債のほうで今回これに関して2億78万円の増額補正であります。いろいろ先ほど細かい質問あったのですが、地方債の償還期間、これについてはちょっと私の認識不足かもしれませんが、2年据置き10年償還というのが原則であったかなと思っております。災害の場合は、国が認めればそれなりに延長してきたという場合があると認識しております。ちょっと調べますと、平成30年の7月豪雨では償還が15年に延長になって、令和2年の7月豪雨では20年に変更になったという経過があるようですので、一応先日閣議決定はされましたが、激甚災害指定、間もなくなくなると思われます。この地方債の償還期間の延長については、現時点で町のほうに情報提供がないものか、最後に質問して私の質問を終わります。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、財政措置についてということでございましたけれども、災害復旧事業に充てる地方債、災害復旧事業債につきましては、議員がおっしゃるとおり、原則据置き2年を含む10年の償還となっております。ただし、以前の豪雨災害、例えば平成30年7月の豪雨災害などでは、それが3年据置きを含む15年に延長されたなど、過去にその災害規模から償還期間が変更になったケースがございます。今回の大雨災害については、まだそのような国の決定がなされておきませんので、今この場でちょっと財政措置について申し上げることはできません。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑は終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） なければ、先ほど4番、今野議員への答弁の訂正がございましたので、これを許可いたします。

鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 先ほど4番議員の答弁について修正させていただきたいと思います。

先ほど災害救助費負担金ということで、遊楽里としらい自然館の関係の歳入の部分で667万1,000円、あと歳出のほうで1,473万1,000円ということで、その差額分について、私先ほど起債、あと地方交付税措置等あるということで申し上げてしまったのですけれども、あくまでも今回の災害対策基本法の中では起債は原則ハード事業のみということでありまして、ソフト事業には該当されないということでございました。ただ、ほかにソフト事業、該当するものはないか調べさせていただいたのですけれども、やっぱり過疎債のソフト分、それが該当するのではないかとということもございましたが、ただ過疎債のソフト事業分も限度額に達しているため、これもちょっと該当しないということで、この差額分、800万円ほどになるわけな

のですけれども、これについては全て一般財源で対応させていただくということになりました。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて質疑は終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第60号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、補正予算の審議に入りますが、本会議を午後1時まで休憩いたします。

（午前11時47分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き会議を行います。

（午後1時）

議 長（高橋冠治君） 補正予算の審議を行います。

お諮りいたします。補正予算の審議につきましては、臨時会でございますので、先例により、補正予算審査特別委員会を構成しないで、本会議において審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本会議で審議することに決しました。

日程第4、議第61号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 質問3点ございます。まず、町のバランスシートについて、2つ目として、農林水産まつりの中止について、3つ目として、被災者支援事業について、それぞれお聞きしたいというふうに思っております。

まず、質問1つ目のバランスシートについてです。私ふだん会社員やっております、医療、福祉の会社なのですけれども、主担当としては企業の譲受けであったりとか、譲渡であったりとかということを行っておりますので、まず最初に企業のバランスシート、財務諸表を見てしまうというのが癖でありまして、当町のバランスシートも見たところでございます。その中で、自治体のバランスシート、まだ見慣れない

ので、ちょっと見方が甘いところもあるかなと思っているのですけれども、健全な財政運営されているのだなというところは感じているところであります。そうなのですけれども、今回の補正予算のほうでもありましたし、専決処分のほうでも町債、つまり借入れがあるというところで、それについてお聞きしたいというふうに思っております。専決処分の中では、町債が2億780万円、歳入にあり、こちらの第4号補正予算でも3億6,650万円が町債で歳入に組み込まれていると。この2つに令和6年度の当初予算と既に承認されている補正予算合わせると、今年度は今のところ合計で14億9,080万円の町債が予算に組み込まれているということになっております。結構な金額かなとは思ったところです。過去に町債幾らずつだったかという確認したのですけれども、令和5年度はまだ決算締まっていないので、予算書の段階ですけれども、令和5年度が4億2,750万円、令和4年度の決算書の収入済額では6億930万円でしたので、今年度の15億9,080万円と比較すると、倍以上町債が出ているなとは思ったところです。災害対応ですので、致し方ないところもあるとは思っております。一方で、令和3年度の決算書収入済額では13億8,530万円でしたので、年度によっては今回の10億円規模の町債というのものもあるのかなと確認したところで、その意味では安心しているところであります。

お聞きしたいのは、今回は災害による予定外の町債、借入れですけれども、町の財政に与える影響といえますか、その辺をどういうふうに考慮されているのかなとお聞きしたいと思っております。財務帳簿見る限り、この範囲での借入れがすぐさま財政を毀損するということはないとは思っているのですけれども、町の財政運営に関するお考えをお聞きしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、町債について、今回の第4号補正については3億6,650万円ということで町債ついているわけなのですけれども、災害復旧ということで、それぞれ財政措置、いわゆる起債充当額、あとそれに対する交付税措置等含めて、町の持ち出しが少ないということで、その辺では財政措置のいい予算といえますか、町債といえますか、そういった状況になっているのかなと考えております。町の財政に与える影響といえますか、急にやっぱり今回の災害でかなりの支出が出てきているわけで、その辺の関係の中で、起債の借りられる部分については、それなりに財政措置があるから、それも遅れて財政措置がなされる、交付税措置なんかも遅れてくると。あと補助金なんかについてもすぐ来るというものでもないのです、交付税算入含めて、あとほかの部分も含めて、支出のほうが多くなってしまって、歳入が遅れて入ってくるというところで、その辺で、出納室のほうなんかでもそうなのですけれども、現金として用意しなければいけない部分もあったりして、その辺のお金のやりくりといえますか、その辺が非常に大変になってくるのかなと考えております。町の財政については、そのような感じで影響を考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） ご答弁いただきありがとうございます。キャッシュフローも資金繰りも併せて見ていかないといけないなとも思っております、まだまだそんなにすぐに何か問題が起きるという状況ではないと思うのですけれども、やはり今回災害が起きまして、また起きないとも限らないので、健全な財政運営を引き続きお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、ゆぎ産業まつりの中止についてお聞きしたいと思っております。概要書の歳出のⅡのどこ

ろで、農林水産業の振興のその他の項目で、農林水産まつりマイナス80万円というのがあります。また、畜産振興一般経費マイナス40万円というのも計上されております。これは、恐らく令和6年10月20日曜日に開催を予定していた令和6年度ゆぎ産業まつり、農林水産まつり、畜産フェス、商工フェアが諸般の事情により中止となったことによるものなのかなというふうに思っております。今の諸般の事情により中止というのは、遊佐町のホームページにあった文言をそのまま読み上げたのですけれども、7月25日の豪雨災害でツーデーマーチをはじめ、いろいろなイベントが中止になっているかと思います。ツーデーマーチとかですと、町内いろいろ歩く中で安全確保できないというような説明も聞いておりますし、それは私がふだん町内を車で走っているときも、例えば夜なんかですと、あっ、ここが片側1車線になったって気づかないとかありますので、非常に分かる話なのですけれども、そういう形で中止となるイベントがあることも仕方ないというふうに理解はしております。一方で、被災によって痛んだ商工業を活性化するためにも、このゆぎ産業まつりのようなイベントはできる範囲で開催すべきなのではないかなというふうに思っております。そうしないとなかなか復活するというか、活性化の起爆剤のようなものも得られないと思いますし、町外から人がいらっしゃってお金を落としてもらおうということも難しいのかなと思っております。諸般の事情により中止ということなのですけれども、この中止となった理由をお聞きしたいのと、場所や日時を変えて開催しないというような判断をした、その点をお聞きしたいというふうに思っております。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

産業まつりでありますけれども、今遊佐議員おっしゃられるとおり、農林水産まつりと畜産フェスと商工フェアを、3つのイベントを一緒に同日開催ということにしているものでございます。農林水産まつり並びに畜産フェスティバルにつきましては、主体が農協さんということで、また商工フェアについては商工会のほう为主体となって準備を進めるというところであります。当然町のほうも準備に関わるわけですが、そういう中で7月の災害を受けまして、7月災害以降、土日も含めて産業課では、農地の災害が非常に数が多かったということで、連日現場のほうの対応というところで通常業務が全然できない状態がお盆明けくらいまでずっと続いていたということがあります。そういう中で、お盆前に関係機関とも協議をしまして、まず町のほうでお祭りをする準備を進めるのが、いろいろチラシの作成ですとか、チケット作成ですとか、会場の手配、いろいろ物品の手配とか、やはりそういうのを行うのが8月上旬だということもありまして、とてもそういう体制が取れないというところがまず1点であります。町が独自で判断したわけではなく、農業の被害もかなり出ている状況。特に山間部につきましては、今後農業を続けられるかどうか分からないような状況もございましたので、そういう農家の方にも配慮しながら、JA遊佐支店と町の商工会と協議をして、やはり今年度は見送ろうということで、来年度以降やらないということではなく、延期という選択もあるのですが、屋外イベントでありますので、実は10月の20日というのも、日程、気候的にはぎりぎりのあたりというところもありまして、今年度はやむを得なく中止という判断をさせていただいたところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 答弁いただきありがとうございます。理解いたしました。70周年の記念式典も中止というか、延期になっていると思うのですけれども、いつまでも被災気分ではなかなか前を向いた生活もできないと思いますので、どこかでお盆明けというか、庁内挙げてやっていけるようなことができればいいのかなとは思っているところです。

3つ目の質問になります。被災者支援事業についてというところで、ちょっと予算にない部分も含まれているのですけれども、被災者お見舞いとしてあぼん西浜入浴回数券の配布ということで予算のほうも記載されております。私の自宅も床下浸水でしたので、こちらの無料券頂きましたし、あとボランティアで何回かお伺いして、何枚かもらって帰ったなということもございました。ありがたいはありがたいのですけれども、そんなにしょっちゅう温泉につかっている場合でもないというのが実態でして、4回、5回もらったけれども、多分1回ぐらいしか行けないなっているのがちょっと残念だったなとは思っているところです。被災者支援としての配布なのですから、何かほかの方法もないのかなと思ってしまう部分があります。例えば町内で使える紙のクーポン券、今だと電子決済のやつですとかあると思うのですけれども、そうではなくて紙のクーポン券を配布して商工業の活性化に使うというようなやり方もあるのかなと思っております。また、私なんかですと床下浸水で3部屋ぐらいしばらく畳上げて使えなかった期間があったのですけれども、これが床上浸水になってしまうともう1階部分が使えないので、2階だけで生活をされているというご家庭もあると思いますし、あと1階に置いてあった石油ストーブであったりとかファンヒーターが全部使えなくなってしまっていて、これから寒くなってくる時期にどうしたらいいのかなとご心配されている方も実際お話を聞いております。その中で、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、テレビの家電に対する支援は早々に出していただいてありがたいのですけれども、これからの時期必要な支援というのも出てくるのかなとも思っているところです。何かをするについても財源が、お金が必要だろうと私も理解しておりますので、そのために災害復興のふるさと納税の仕組みがあるのだらうと私は理解して、結構一生懸命声かけて集めたなと思っております。私が移住者ですので、町内の知り合いであるよりも町外に住んでいる人のほうが当然多いので、町外の方にお声がけして、たくさんお金を入れてもらったなと思っているところです。そうなりますと、皆さん、被災者の方々に今までの生活を取り戻してもらいたいから、機動的に早く使ってほしいというふうに思っていらっしゃると思うのです。まだちょっと、基金のほうに計上されて、なかなか動いていないと思うのですけれども、ちょっと雑多な質問になってしまっているのですけれども、今後の被災者支援事業をどのようにやられるのかなというところをお聞きしたいというふうに思っております。

私の質問は以上になります。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、被災者支援事業は今後どのようにというような質疑でございましたけれども、あぼんの入浴券、あと入浴券なくても被災された方はあぼん西浜のほうに行って必要な手続き取っていただければただで入浴できるというようなこともやっておりますし、あとそのほかの被災者に対する支援ということも今いろいろ検討はしているところでございます。ただ、今ございましたけれども、寄附金等、町のほうにふるさと納税の関係の寄附金ということでふるさとチョイスとか、ほかもあるわけなのですけれども、その関係で町に入ってきているわけなのですけれども、寄附金については基本的に町の歳入

ということで計上になるような形になるわけなのですけれども、通常ですと寄附金ですとその年の基金として積み立てて、翌年度以降に執行するというような形を取っているわけなのですけれども、この件についてこちらのほうでちょっと先日話し合いました、まず寄附金については、今年度、一般会計補正予算に寄附金を計上させていただいて、今年度中に災害復旧事業に充当しようということで今検討しているところです。これの寄附金含めて被災された方に早く、町の歳出という形でこれをきっかけに早く効果が現れてくれればいいかなと考えていますし、あと寄附金とは違って義援金ってあるわけなのですけれども、義援金について、これは直接被災された方に行くようなお金になるわけなのですけれども、義援金については町で義援金の配分委員会を設置しまして、そこで被災状況に応じて、例えば半壊だとか一部損壊だとか、いろいろあるわけなのですけれども、その被災状況に応じて金額を決めて、それぞれの被災者の方に振り込ませていただくというようなこと、これもまず早めに対応したいとは思っているのですけれども、これについては町に入ってくる義援金だけでなく、県のほうでも義援金入ってきている部分、県の配分委員会を通じて町のほうに入ってくるお金もありますし、あと赤十字の関係の義援金もあります。赤十字の関係も県の配分委員会を通して入ってくるということで、そちらの県のほうから入ってくる義援金も併せて、まだ今入ってきていないものですから、それも併せて、町のほうでも配分委員会を組織して、町の配分義援金も含めて、県のスケジュールに合わせて、これもなるべく早めに被災された方に振り込まれるような形になればいいのかなと今は考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の質疑は終了いたします。

2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 次に続く先輩議員が手ぐすね引いて待っていると思いますので、私のほうからは簡潔に2点ほどお伺いしたいと思います。

補正予算書の10ページになります、款8土木費の項4都市計画費、目4の公園費の18節負担金補助及び交付金の85万円の件でございます。説明のほうには、町民協働公園づくり補助金にしようというふうに書いてあります。これの内訳のほうを教えてくださいたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えを申し上げます。

こちらの内容につきましては、各集落の公園につきまして、遊具等を設置されている公園多くあるわけでございますけれども、そちらの遊具の更新ですとか撤去等に関しまして補助をするという内容でございます。今年度につきましては、既に交付決定しておりますのが2集落、ブランコ撤去、それからネットの更新ということで2集落分、交付決定既にしておりますが、現在要望がまた新たに2集落から来ておりまして、こちらもブランコ更新ですとか、それから遊具の撤去、それから防草シートを張りたいというような内容でちょっと要望を受けていますので、それに対する補助を実施したいということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 説明ありがとうございます。複数の集落の遊具の修理、補修いろいろというこ

とで了解しました。災害絡みでの公園の整備とか云々入っているのかなとちょっと思ったので、確認も含めてお聞きしました。ありがとうございます。

次に、12ページの款13諸支出金、項1の諸支出金の目3空家対策費の節18負担金補助及び交付金370万円の件でございます。6月の定例会のときも私空き家の解体のことも少し触れたと思いますが、今回もまた370万円、空家解体撤去補助金というふうにまた計上されております。概要の説明のほうには、災害による解体希望者の増加見込みによる増というふうに書いてございます。できれば申請件数がどのくらいあったのかということと、今回かなりの申請があったということと、災害もあったということで、全ての申請者がこの災害の後ですぐに業者が見つかるとか、すぐに作業を完了できるというふうには限らないと思います。作業に入っていれば年度内に完了しなくともこの補助金は使えるのか、いただけるのかという、この点をお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 空家解体撤去補助金ということで370万円計上させていただいているわけなのですけれども、全部で5件分になります。まず、空き家について、危険空き家ということでありますので、これまで予算計上、320万円ほどさせていただいていたわけなんですけれども、まだ申請待ちの人もいたりして、今回の災害で解体するという方もいらっしゃいます。そんな中で、どうしても足りない部分がありましたので、今回370万円補正させていただくものでございます。これについては、今年度内に工事をさせていただいた、工事といたしますか、空き家を撤去していただいたものに対する補助金でありますので、今年度内に執行して撤去していただくという前提の下で補助金を支出させていただくものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。

再確認ですけれども、今年度中に作業が終わらなければいけないということでしょうか。今年度中に作業にかかっているれば、取りあえず終わらなくてもこの補助金はいただけるということなののでしょうか。すみません、再確認です。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、今年度中に作業終わっていただくというのが前提でありまして、本当は10月補正予算ということも考えたのですが、やっぱり冬工事になってしまうところもございますので、なるべく早くということで今回計上させていただきました。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて2番、伊原ひとみ議員の質疑は終了いたします。

3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 私からは、新型コロナ定期接種のことについてお伺いしたいと思います。

こちらは、歳入で国の基金管理団体から1,826万円いただいている、それでその歳出として2,596万円になっていると思うのですが、国からの補助に加えて一般財源でまた支出している理由というか、こっちの歳入を見ますと助成単価は8,300円ってなっているのですけれども、こっちは委託料ということで1万1,800円となっていて、この違いというか、ここら辺よく分からないので、詳しく教えていただければ

ばと思います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

新型コロナワクチンにつきましては、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置づけられることとなりましたが、これまで特例臨時接種として国がワクチンの確保や配送の指示などを行うということで、特別な提供体制を整備して接種対応してきたことから、6年度から定期の接種に移行する場合、安定供給ということの必要性ですとか、あとは流通、ワクチンの調達というところに懸念が残るということで、今回特別な供給体制から定期接種への移行期にかけの激変緩和措置ということで、国の基金管理団体のほうから助成が入るというまず仕組みになったところでございます。金額的なことでございますけれども、接種料金については、国のほうで令和6年3月にメーカーに調査した結果、ワクチンと実施料、これ合わせて1件当たり1万5,300円と試算しまして、助成金を8,300円、残り7,000円については接種者から実費徴収可としたところでございます。町では、おおよそ7,000円の半額の3,500円を助成するというところで積算をさせていただいているところでございます。歳入につきましては、8,300円に見込み数を掛けた金額、そして歳出につきましては、1万1,800円を委託単価としておりますけれども、国の助成額8,300円に町のほうで助成をする3,500円を足した金額を単価という形でさせていただいているものでございます。今回は、激変緩和措置ということで、基金のほうからいただけるという予定になっているものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 詳しくありがとうございました。

これまでは国が全部やって無料でされていたけれども、定期接種という形で10月1日からは変わるので、その移行措置という形で今回は国から8,300円掛ける見込みの人数分もらえるということで、ではそれ以降はもう全部、自己負担が増えていくような形になるのでしょうか。

それと、今までは無料だったから受けようって、みんな受けていたと思うのですけれども、費用がかかるのであればやめようと思われる方もいらっしゃると思います。また、この10月からの定期接種のワクチンというのは自己増殖型mRNAワクチンという、何か世界に先駆けて日本が認可されたワクチンを使うということで、いろいろなお医者さんとか日本看護倫理学会とか、安全性の懸念とかそういうのを示されている方たちもいらっしゃるしまして、日本はこれをいち早く世界で認証しましたけれども、世界で開発した開発国のアメリカですとかベトナムで大規模治験を実施したのですけれども、そこではまだ認証されていない、承認されていないという情報もありまして、そういうところで本当に安全なのかと思われる方が町民の方にもいらっしゃるようなので、反ワクチンとか、そういうわけではないですけれども、本当に安全なのかとか、そういうメリット、デメリットをきちんと説明した上で、受ける、受けないというのを決定できるようなプロセスがあるといいのかなと思っています。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） まず1点目、費用の関係でございますけれども、はっきり来年度以降のことにつきましては分かりかねるところではあるのですけれども、来年度以降は少しワクチンの値段が落ち着くのではないかなということから、少し落ち着いてくるのではないかなという、何となくの所見でござい

ます。

あと先ほど財源のところでは今回限りといいますか、激変緩和措置ということで雑入に計上させていただいたということでご説明しましたけれども、定期B類につきましては地方交付税措置3割ということで入っておりますので、細かいところにつきましては財政当局のほうで計算とはなりますけれども、一部入ってくるという形となっております。

あともう一点、安全性の関係でございますけれども、遊佐町に限らず国の方針に従ってということでございますけれども、今回の使用するワクチンにつきましてもWHOの推奨する同等のものということでしております。また、実際予防接種を受ける際には、かかりつけ医と相談をして、いろいろな説明を聞いて、ご自身の意思決定の下、受けていただくという形になりますので、この手順につきましてもきちんと医療機関と協議をしながらやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） 詳しいご説明ありがとうございます。ご本人が望んでいないのに打つとか、そういう状況にならないように願っております。

では、次の質疑に移ります。概要書から、VI、学校教育の充実の内訳、その他のところで、小学校教育用コンピューター整備事業、中学校施設改良事業、小学校施設改良事業と3項目ございますけれども、こちらの内訳について詳しく教えていただければと思います。これは、年度途中でのことなので、どういう理由があるのかなということも併せて教えていただきたいです。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

まず最初に、小学校の教育用コンピューター整備事業410万円ということになりますけれども、こちらのほうはタブレットパソコンの賃貸借の部分のこれらの更新の費用でございます。当初、以前から、統合前の高瀬小学校、それから吹浦小時代から賃貸借していたタブレットPCがあるのですけれども、それを引き続き統合小学校になっても使っているわけなのですが、それが賃貸借の期限が切れるというようなことで、また再度31台分ということで更新するというようなことで、その部分の予算を計上させていただいております。当初の、9月補正といいますか、そちらのほうに計上している部分を今回臨時会のほうにまず前倒しでさせていただいております。

続きましてですけれども、中学校の施設改良事業というようなことと、あと小学校の施設改良事業ございます。これにつきましては、小学校、中学校の、今年、窓ガラスに遮熱フィルムを張りつけする工事を予定しておりました。それにつきましては、国の補助金の対象になるものですから、その国からの補助の内示を待っていたところでございます。それが7月に入りまして内示を受けたというようなことで、こちら工事費のほうは当初予算で見ておったのですけれども、設計の費用、それはちょっと当初では見ていなかったと。当初フィルムを張るだけといいますか、そういう詳細な設計要らないのではないかとというようなちょっと内部の判断があったのですけれども、やはり国庫補助の事業なものですから、しっかり積算した上で、しかも高い窓なんかは足場なんかも組む必要があるということで、ちょっと簡単には設計できないのではないかとというようなこともございまして、その設計に要する費用を小学校、中学校それぞれ

計上をさせていただいたと。その分は当初でちょっと見ていなかったものですから、今回上げたというようにことになります。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて3番、駒井江美子議員の質疑は終了しました。

4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） それでは、私から質疑をさせていただきます。

ページでいきますと10ページ目になります。7款商工費、5項住宅費、2目住宅建設対策費、18節負担金補助及び交付金、説明の欄からですと定住促進住宅建設整備支援事業補助金1,500万円の計上についてでございます。概要書から確認をさせていただきますと、当初の所要見込額4,000万円から既決予算額2,500万円を差し引きしました1,500万円の計上ということになっておるようです。こちらにつきまして、いろいろと町のホームページ等、詳細のほうを確認させていただきますと、新たに新築住宅を建てられたり、購入をされたり、そういった方に対しましての上限120万円の補助で40歳未満の方、もしくは移住者の方については上限を140万円まで上げるというものかと思えます。町のほうには、このほかに持家住宅のリフォーム支援金等もあるわけなのですけれども、先ほどの住宅建設整備支援事業補助金、今日現在、ホームページを確認しますと令和6年度の予算につきましては全て終了しておるということで、先ほどの持家住宅リフォーム支援金につきましても募集を停止ということでホームページに出ているのを本日確認したところでございました。災害が終わりまして、現在復興、復旧に向けて動いているわけなのですけれども、今回4,000万円の所要見込額につきまして、既にもう2,500万円が使用済み、いわゆる使用されているという理解になるうかと思えますけれども、ここ5か月間で2,500万円が支出されたということで新たに1,500万円の計上ということになるのかと思えます。災害がありまして、例えば災害によって新たに住宅を求めなければいけない方であったりとか、先ほどリフォームの支援金につきまして既にもう募集が終わっているということがあるわけなのですけれども、今回補正予算に上がってきた1,500万円につきましては、この豪雨災害に関連して対策、新たな事業ということで上げられたものなのか、それともこれとは全く別に今までの支援金と同じような扱いで計上されたものなのか。通常ですと定例会とかで補正として組まれるのかなという感じではあったのですが、今回のこの臨時会の中に上がってきたタイミングだったのがなぜだったのか、その辺りの詳細と、もし今回の災害に対してのものでないとするれば、今後こういったものに関して町のほうとしてはどのようなお考えがあるのか。新しく住宅を求められる方、リフォーム、それから災害に関連したものの、こういったものに関してのお考えをお聞きしたいと思います。地域生活課にお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えを申し上げます。

定住促進住宅建設整備支援金ということでございまして、ただいま議員からお話ございましたように、この内訳といたしましては、定住住宅新築支援金事業、それから定住住宅取得支援金事業、中古住宅の取得です。それから、最近その需要はないのですが、制度としては定住賃貸住宅新築支援金事業ということで、民間の方が、業者とかがアパート等を建築する場合に、新築する場合に支援金をお支払いするというような、3本立てになってございます。今回9月臨時会に補正案件として提出をさせていただいたわけで

ございますが、こちらなぜこの時期にということでございますが、当初、災害が起きる前でございますが、9月定例会が予定されていたわけで、そちらのほうにこちらの1,500万円を計上しておりました。ただ、災害がありまして、9月定例会を延期しまして10月定例会というふうに変更になったということで、10月定例会ではちょっと間に合わないということで、早期に予算をいただきたいということで、今回の9月臨時会のほうに上げさせていただいたということでございます。こちらの内容につきましては、まず災害があったからということではなくて、当初の9月定例会に上げたいということだったものですから、災害とは関係なくということでございます。先ほどお話もございましたが、当初予算で計上されていた2,500万円、こちらがなくなったという意味合いということですが、そのとおりでございます。今年度こちらの予算につきましてはこれまで18件申請受け付けてございます。それが2,500万円にほぼほぼ近いということで、2,440万円という内容でございます。内訳といたしましては、新築が18件の中古住宅の取得が4件となっております。今後、このたびの災害が発生したことを受けて、別途のリフォームですとか今回の定住促進住宅建設の關係の補助金ということで、災害を受けてということで、ちょっとこちらのほう、リフォームですとか定住のほうのさらなる補正ということは現時点ではちょっと考えておりませんが、そういった住宅關係の、被災された方は応急修理の制度をご活用いただいたりということはあるわけですが、そのほかの上乗せの補助といったようなことにつきましては、現在国なり県なりの別途の補助制度といえますか、そういったものを情報収集しておるといふか、そういった状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。災害に関連するものにつきましては、現在のところはちょっと検討はされていないというお話ではございましたが、先ほど応急処置であったりというのもやはり上限がございますし、被災された方につきましてはかかってくる費用というのも非常に多額になってくるといふことになろうかと思えます。今日の段階でということで理解をさせていただきますけれども、例えば県であったり国であったり、そういったものの制度がもし適用になるようであれば、迅速に町民の皆さんに情報を提供いただければというふうに思っております。

次の質疑に入ります。同じく10ページ目になりますけれども、歳出、7款商工費、1項商工費、3目観光費、12節委託料、説明としましては被災者支援事業委託料238万3,000円の計上ということになります。先ほども少し質疑の中でもございましたけれども、概要書から、被災者のお見舞いとしてのあぼん西浜入浴回数券、それから被災者のボランティア従事者の無料化のための遊佐町総合交流促進施設への委託料というふうに理解をさせていただきました。先ほどの質疑の中でもございましたけれども、なかなかこれ全部入浴回数券使い切れなかったなんというお話もあったのですが、これあくまでも委託料ということでの支払いになろうかと思えますが、この238万3,000円の計上額になりました積算の根拠、こういったものを基準にこの金額が決められたのか、その辺の詳細をお聞きしたいと思います。

また、今お話ししましたが、あくまでもこれ使用されたことによって払うものではなくて、委託料ということなので、一応この金額に関しましては全額拠出ということで終了というふうに考えてよろしいのか、そこも含めてお聞きをいたします。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

ただいまお尋ねありましたのが被災者支援事業委託料238万3,000円についてのご質問でございました。こちらの積算根拠ということでございます。1つ目、被災者へのお見舞いとして入浴回数券を配布をさせていただくもの、こちらの積算根拠でございますけれども、1世帯当たり1セット配布をさせていただきたいというものでありまして、1セットが4,000円という料金となっております。住宅浸水被害の状況、数値的なもの出ておりますけれども、7月31日現在の数字で、床上、床下合わせまして312という数字がございました。こちらを根拠とさせていただいて、これに若干上乗せをさせていただいての350。4,000円掛ける350世帯で140万円という計算をさせていただいたところでございます。

もう一つになります。被災者及び災害ボランティアに従事された方に対するあぼん西浜入浴料の無料化の部分でございます。こちらの無料化に踏み切ったのが7月の30日からでございました。現時点で、まだあくまでも予定ではありますが、終了予定として9月の30日までを想定してございます。日数数えますと63日間になろうかと思えます。こちらの予算要求をする時点で、1日当たりどのくらい利用者がいるのかなということで平均の数値を出させていただきました。それでいきますと43人という計算になりましたので、この43人掛ける63日、お一人当たりが400円でありますので、これを掛けまして108万3,600円という数字が出ましたので、先ほどの140万円と合わせたもの、それに最終的に予算の関係、調整が入りまして、こちらから10万1,000円ほど減額となっております、最終的に238万3,000円という数字での計上とさせていただきます。こちらにつきましては、全額を株式会社のほうにお支払いをするということではなくて、利用実績に応じてお支払いをしたいということ、単価契約を結ばさせていただいた上で、利用者の数、お渡しをした回数券の数に相当する金額をお支払いするという設計をさせていただいてございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 4番、今野博義議員。

4番（今野博義君） 答弁ありがとうございます。全額の支払いの委託料としてなのかなというふうに考えておったものですから、一応利用されたものに対応した金額でということでお聞きをしたところで、理解をさせていただきました。

最後の質疑に入らせていただきます。ページでいきますと同じく10ページ目になりますけれども、歳出、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、説明、被災事業者再建助成金7,000万円の計上ということになります。先ほどの第3号のほうでも少しちょっと触れさせていただいたところではあったのですが、こちらにつきまして7,000万円の計上ということで、9月の3日、全員協議会のほうで資料のほうご提示をいただきました。内容につきましては、令和6年7月遊佐町大雨被災事業者再建助成金交付事業ということで、町単独、町単ということでご説明をいただいたところではありましたが、こちらの資料を確認させていただきますと、例えば上限であったり、対象、これが県の補助の対象者の事業者ということになっておりまして、上限につきましても県の補助対象額から県の補助額を引いた分についての補助と、負担というふうになって、ちょっと複雑な形で見受けられるということもございまして、こちらについての制度の詳細をお聞きいたしまして、私の質疑を終了いたします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

被災事業者再建助成金ということですが、この事業のベースにつきましては、令和4年度に県が行った大雨災害支援事業の補助金の制度を主にベースにしておりますが、今県のほうでも今回の大雨災害で同じような補助事業を9月の補正予算で上げるというふうには聞いております。ただ、まだ9月議会が、県議会はまだですので、詳細まではまだこちらでも報告受けていないところではあるのですが、それをベースに考えたところで、県の令和4年度のをベースにしますと、県の補助金の上限額が200万円ということになっております。先日ご提示させていただいた資料ですけれども、今回町のほうでは3段階に分けさせていただいて、被害金額につきましては町の商工会さんが聞き取りなりアンケートを行って被害状況を確認して、各事業所から申出があった被害額が積算の基礎となっておりますけれども、県の補助率が3分の1というふうになりますので、残りを町が見ると。先ほど農業のほうでも、補助金の関係でもご説明を若干させていただきましたが、農業のほうは基本的に町が全て費用を負担をするというところの考え方と同じように、商工業者につきましても店舗、事業所の存続のために基本的には被害に遭ったものについて町が負担しようというところの考え方であります。大きくて1,000万円までは、県の補助が仮に上限200万円だとすると、先日の資料では上限800万円と書いてあるのですが、要は県が200万円、町が800万円で、1,000万円の被害であれば全額負担すると。ただし、もっと大きい被害受けた事業所さんもありますので、それについてはやはりちょっと線引きをする必要があるということで、上限額は1,000万円という形で制度をつくらせていただいているところであります。今後、県の補助事業の内容がはっきりと出てきましたら、それに合わせた形で若干補助金の要綱が少し変わる可能性はありますけれども、基本的な考え方としては今申し上げたような考え方となりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

議長（高橋冠治君）　これにて4番、今野博義議員の質疑は終了いたします。

5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君）　それでは、質問させていただきます。

まず、明細書の11ページになります。10款教育費、1項教育総務費、7目通学対策費、13節使用料及び賃借料180万円についてでございます。まず、今回の大雨によりまして町道、県道の道路陥没が現在も続いてございまして、この区間、金俣、岩野地区の陥没に関係するところでございますが、このことによりまして、現在も広野線の一部が、通学路が走行できなくなっている、このような状況でございまして、関係する地区の住民の方々の自家用車での走行にも不便を来していると、このような状況でございます。今回の対応としまして、中型バスが通行できない区間をマイクロバスを借り上げて対応していただくということをしていただいております。大変ありがたいことだと感謝申し上げます。この借り上げ料180万円の予算を計上するに当たりまして、例えば小学校だけではなくて中学生の部活の対応であるとか、バスを運行する上でいろいろな事象が考えられるわけですが、この辺をどのように検討していただいたのかということと、それからこれからどれくらいの期間借り上げを予定しているのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君）　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君）　お答えいたします。

今のこちらの借り上げ料ですけれども、今おっしゃられたとおり、マイクロバスの借り上げ料となりまして、中型バスが通れない区間、今現在、月の原から、それから蚕桑、袋地、金俣というようなことでマ

マイクロバスを走らせて、中型バスでの送迎ができないところ、広野線と、それから蕨岡線の月の原、棲坂の部分、それについて対応させていただいております。当初予算で若干その借り上げ料見ていた部分がありましたので、先行してそれについては9月9日よりマイクロバスの運行を始めさせていただきました。あとさらに今回の補正予算におきまして3か月分、マイクロバス借り上げ料が大体1日3万円の20日間、その3か月分というような形で180万円計上させていただきまして、まず3か月分の予算、これで対応しながら、それで通学の部分、登校、下校の部分ということでの対応で現在のところは考えております。登校便と、それから下校の3時、4時というようなところでの下校になります。夕方の部活便ですとか、あと土曜日の部活の部分は、今のところは保護者による送迎対応というようなことで9月9日からは対応させていただいております。先ほど部活便等もというような話もあったと思いますけれども、その辺ちょっと保護者の声とかもいろいろ伺いながら、その辺についてはちょっと要望等も聞きながら、まず今のところはこれで走らせてもらいますけれども、その辺はちょっと要望に応じたような形でできるかどうか、予算の具合とか、あとどのぐらいで復旧できるのかとか、そういった予算の全体図も見ながら、対応できる部分があれば対応していきたいというふうに現在のところ考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 大変ありがとうございます。これからも柔軟な対応をしていただけると、そのようなお答えをいただいております。これから3か月分ということを考えますと、恐らく地域生活課とも綿密な打合せをした中でというふうに思いまして、私は単純に3か月くらいすると道路が復旧するのかなというふうに思うのですが、これは私の想像でしょうか。いずれにしても、このような対応をしていく、それから町へのお願いだけではなくて、本当に住民もこういう災害の中でお互いに歩み寄って、大切な生徒を安全に運行していただくという、そういう協力体制も必要なのかなというふうに思いますので、今後住民の声がどのように出るか私存じませんが、もしそういったときには先ほど来の柔軟な対応を併せてお願いしたい、このように思います。

それから、次の質問に参りますが、9ページの6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の中の農林水産物等災害対策事業補助金900万円についての質問をさせていただきます。今回の水害によりまして多くの被害を受けているわけですが、収入減少については、経営所得安定対策に加入されている方についてはこちらから交付されていくものと思っておりますが、今回の900万円の計上につきましては、施設や農機具の補助、それから補植用の苗木というふうに概要書に記載がございます。ここで確認なのですが、恐らく被害を受ける方というのは、施設であったり、あるいは収入減少であったり、どちらも該当するということも十分考えられるわけですが、交付上、私要件はよく読んでございませんが、双方からの支払いということも考えられますが、これについては問題あるのかないのか、その辺をお伺いしたいというところと、それから今も申し上げました農業用施設等に被害が発生した農業者への補助という今回の900万円の措置でございますが、この被害の内容が、水害ではあります、具体的にどういったものが被害を受けて、何件くらいのこれから申請を見込んでいるのか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず、今回の計上しております農林水産物等災害対策事業であります、これ県の事業でございます。県の事業が示されているものでありまして、あくまでも収入減少のものととはまるで別途のものでございます。収入減少の支援につきましては、まだ現在具体化している制度が県、国からも示されておりませんので、町のほうでも全く今のところはそこについては検討はまだしていないという状況であります。今後、田んぼの場合ですとこれから作付、刈取りを迎えてということになりますが、全くもって減収になるかどうかというところが見通せないところ、明らかに農地に被害があったところは減収するわけですが、そこまでまだ全体見込めていないところがありますので、収入減少のところの支援については今後の検討になるかと思っております。この農林水産物等災害対策事業については、项目的には大きく8つの項目がございます。農業用施設等復旧事業ということで、施設ですとか農機具等の被害の補助、あと果樹棚復旧事業ですとか畜産の関係の施設の災害対応、農薬購入事業、肥料購入事業、あと補植用の苗木購入事業というようなところでいろんなメニューが組み込まれているものでありますけれども、今回900万円ということで補正を計上させていただいておりますが、全くの未定という、見込みというようなものでございます。こちらで現在把握している被害としては、農業用の倉庫まるっと、まるっとという言い方は、全滅というところ、3件というふう聞いておりますし、大きい農業用機械が水没等でやられてしまったというのが四、五台というふう聞いていますところでもあります。また、果樹等で柿ですとか樹木が被害に直接遭ったというところも聞いていますところでもありますけれども、あくまでこれから取りまとめなり申請、こういう事業を受けたいという農家の皆さんの申請を受けての対応ということになりますけれども、基本的には県が3分の1の補助を行います。町は、残りの3分の2の補助をしたいと思っているところでもあります。農機具であります高いものであれば、皆さんもご承知のとおり、非常に高額なものがありますので、まだ要綱定めておりませんが、上限額を定めて対応したいというふうに思っているところでもあります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） ありがとうございます。圃場の畦畔等もそうですが、これから刈取りが始まりまして、それほど農家も騒いでいないという、騒ぐというか、それほど動きがないというふうに思われますが、これがいざ刈取りが終わりますと、今度は修繕のモードに入りますので、今まで申請した600件がもっともっと増えてくるという可能性も多くあると思います。今回のただいまの農業用施設、あるいは機械等も現在このような、今お答えいただいた件数ではありますが、もしかして使っていない機械が浸水していたとか、そういったことも十分考えられますので、今後増えてくる可能性も視野に入れていかないといけないなというふうに思います。ご答弁大変ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 先ほどの説明にちょっと追加をさせていただくと、農地、農道、水路、そちらの復旧につきましては、別項目、災害復旧費のほうで全て対応させていただくというふうにお答えをさせていただいておりますので、追加させていただきます。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 5番、渋谷敏議員。

5番（渋谷 敏君） 先ほど4番議員からも質問がありましたが、少し別の角度から質問させていただ

きますが、10ページ、8款土木費の住宅建設対策費1,500万円についてでございますが、水害には今回は関係した予算計上ではないという、そういうお話でございまして、これまで22件の申請があったということで、今後も見込まれるというところでの予算計上ということであります。当然この定住促進につきましては、企画課とこれは連携して、情報の共有含めて、これは進めていくことだと思いますので、こういったところをどのように進めておられるのかなというところをお聞きしたいところと、あと昨年の秋に生活クラブの夢都里路事業で援農に来られている方がおられまして、こういう方も、農家に話を聞きますと、そういう中古物件を探しているのだという方がおられます。そんなに長くは住むつもりはないけれども、ある程度の期間はそういったところにおうちを借りて、援農、そういったところもしたいという方が相当数いるというふうにお聞きしたものですから、そういったあたり含めまして、これから企画課との連携も含めて、どのように事業を展開していくのかというところをお聞かせいただければというふうに思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

定住促進住宅の件でございますが、企画課定住促進係との連携ということでございますが、移住を希望される方々、定住促進係のほうで窓口となって相談に対応したりということをしているわけですが、そういった相談の場面で、町で実施している補助制度、こちらのほうにつきましても、具体的にはただいまの新築の支援金ですとか、中古住宅の物件の購入の支援金ですとか、そういった制度もご用意していますよということで相談の際に紹介をさせていただいているところでございます。夢都里路で援農に来られた方もそういった中古物件を探しているというようなお声もあるということでございますので、その辺も企画課のほうと連携しながら対応できればいいかなと思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて5番、渋谷敏議員の質疑は終了します。

6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） それでは、私からは財政についてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

先ほどの専決の補正の部分でも、足りないところといいますか、起債をして、補助をいただいて、足りないところの部分は前年度の繰越金のほうから全額補填という形でありました。今回の今の議案の部分でいきますと、6ページ、歳出の一番右下です。一般財源の歳出合計2億1,947万円ということになっておりまして、これも歳入のほうで見ますと、地方交付税と、また繰越金、これを足した金額で賄っていると、用立てしているということになっております。それで、概要書のほうをちょっと見ますと、前年度繰越しが、当初予算6,000万円で、今回補正で合計5,275万5,000円、これ足しますと合計で2億8,610万9,000円という数字が出ております。これ繰越しから引っ張ってきてまず何とかなっているなというような印象を持っておるわけなのですが、先ほどの1番議員の答弁にも、町債の絡みでしたけれども、御覧のとおりかなりの支出で、現金として準備するということがなかなか難しいというような中で、今の時点で、今日の時点でということになりますけれども、遅れて今後整備されるであろう事業の補助ですとか、そういったものが反映されてくればこのとおりにはならないということにもなるのですが、まず今日のこの時点での話としては、繰越しから引っ張ってくるということで何とかなっているなという状況だというふうに認識をしております。それで、るる各議員のほうからいろんな話が出ましたけれども、これで災害に関するもの

は終わりということでは決してないのかなというふうに思っておりますし、できるだけ穴がないような形で、寄り添った形で、何とか救っていけるような、そういったものも今後していかなければならないのかなというふうに思っております。それで、今後も本当に費用というのがかかっていくであろうというふうに予想はするのですけれども、こういった今後も事業費として繰越しを使っていくのかというところ、ちょっと確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 繰越金について今後も、今後ともといいますか、次の10月定例会の補正ということになってくるのだと思いますけれども、そこで繰越金どういうふうにするかということについて今ちょっと説明させていただきます。繰越金については、地方自治法によって2分の1を下らない金額、2分の1を下回らない金額について、必ず基金に積み立てるか町債の繰上償還に充当しなければならないことになっております。今回繰越金である、形式収支であるのですけれども、それが6億929万6,000円、これから前年度繰越し事業分の財源であります3,707万6,000円を差し引いて5億7,222万円でありましたが、この5億7,222万円がいわゆる実質的な繰越金ってなって、この5億7,222万円のちょうど半分が2億8,611万円になります。それを下らないといいますか、下回らないようにするために、2億8,611万1,000円を10月補正のほうの繰越しで繰越金として計上したいと考えております、今の段階で。この2億8,611万1,000円が留保分ということで10月補正予算に計上する予定ではいるのですけれども、現在の考え方といいますか、それを申し述べますと、繰上償還はしない方向で、あと基金といいますか、財政調整基金に積み立てるような感じで、いわゆる財政調整基金への積立金の財源とする予定でありますので、10月補正予算についてはこれを各事業に充当するわけではなくて、基金に積み立てる、その財源に充てるというものでございます。各事業に充当するものではございません。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） これからといいますか、今後は繰越金は使えないと認識したほうがいいのかどうか、使わない方向だということでありました。さっきもちょっとお話ししたのですが、これで災害復旧が終わりということではないと思うのです。さらにと言うところちょっと語弊があるのですけれども、今回は今回としていいとして、本当にこういった災害というのは大なり小なり起こり得ることだなということを今回改めて身をもって体験をしたわけでありまして。今後こういったものが出てきた場合、もちろんやらなければならないということで予算措置をしているわけでありましてけれども、また新たにこういったメニューなりなんなりをつくらなければならない、やらなければならないというところでいったときに、今後、短期的な話ですが、そのお金を用立てる算段といいますか、そういった部分でどういうお考えをお持ちなのかちょっとお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、今後同じような災害起きる可能性があるわけですし、繰越金も充当できない状況の中で、その関係もございまして今回予備費ということで800万円、今回の災害で使った部分を補うような形で予備費800万円を補正予算で計上させていただいております。まずそのようなことで対応している状況です。

議長（高橋冠治君） 池田副町長。

副町長（池田与四也君） 補足的に説明をさせていただきたいと思います。

まずは、今年度この災害対策に、それからこれからの10月補正を含めて一般行政経費の補正にどう対応するか、それに備えるかという話になってこようかと思います。今後の見通しとして、財政運営はかなり厳しいものと想定をしております。先ほど総務課長からも話あったとおり、繰越金については予定としては処分ということで、財調に全額を積み立てるという予定をしております、10月補正で。その財調は、つまりは災害対策費等に充てるために積み立てるという意味合いもそこにはあります。先ほどの専決処分予算も含めての話にもなりますが、まだ県事業が公表されていない、表されていないという段階で今回の補正までは県費を計上できなかったという部分を、今後財源として歳入だけ計上させていただくというものもございまして、産業廃棄物事業費の中でその財源がどういう内訳になっていくかという説明も総務課長のほうからさせてもらいましたが、そこで出てくる特交財源というのも今後の特別財源として、特定財源として、恐らく3月補正になろうかと思いますが、その他の特交予算と併せて計上していくこととなります。そういったところ、今の段階でまず全体を俯瞰する形で今後の財政運営に備えようと今しておりますが、一般行政経費については災害対策に主眼を置くという観点から、今年度につきましては圧縮傾向で臨みたいというふうにも考えております。圧縮傾向というか、緊縮財政運営をしていきたいというふうにも考えております。かなり厳しい状況を想定できるというその一つに、これも今後の補正予算の中で議論になろうかと思いますが、ふるさと納税の状況が思わしくありません。この理由もはっきりしているのですが、米不足ということの影響もございまして。それと、想定しておった歳入が見込めないということも今から想定をしております、そういったところの財源が相当当初の見込みを下回るという中で、今後の厳しい財政運営に何とか当たっていききたいというふうに考えておったところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） まさに今私が発言しようと思っていたふるさと納税であります。なぜこういうことを聞くかという、何のことはないのです。これから大丈夫だかと、これだけお金は出してもらったと、この先は大丈夫なのかという声がやっぱりあるのです。なので、では今後どうするのだろうと。いや、町で財調使うべやと、大丈夫だぞという話ができれば私としてはよかったのです。ただ、とはいえ、本当に今お話あったとおりでありまして、特に来年度の予算についてはかなり厳しい状況になるのかなということは容易に想像できますし、とはいえ今後も、先ほど申し上げたとおり、いろんな面でまた費用がかさむと、出てくると、入り用が出てくるというようなことも想定されますので、そこはしっかり精査をしながらとはいえ、待ったなしというような状況になればやらなければいけないということでもありますので、そこは理解をしながら何とか乗り切っていけるように考えていきたいというふうに思っております。

以上、私の質疑終わります。

議長（高橋冠治君） これにて6番、本間知広議員の質疑は終わります。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） それでは、私のほうからも、ちょっと内容の確認をさせていただきますので、よろしく願いいたします。概要書のほうからよろしく願いいたします。

先ほど2番議員からもございましたが、Vの生活環境の整備と安心の町づくりの中から空家対策事業についての先ほど質問と答弁がありました。現在5件ほどの相談をいただいておりますと、今年度中に解体ができるものであれば補助の助成をいたしますというお話がありましたが、この中で少し内容見ますと、解体相談の増加、災害による解体希望者増加見込みによる増という形の内容であります。空き家対策の要綱見ますと、やはりその要綱の中には老朽化の危険空き家の解体というふうな要項がございます。先ほど専決の中では、企画課のきらきらマイタウンの中では新しい要綱を作成したというお話がございました。また、今回のこの空き家解体につきましては、増額という形ではあるのですが、その中で要綱は現状のままの要綱でいくのかどうかというところを1つ聞きたいのと、あとは地区によっては水害で被災された方々の中には、母屋もありますが、倉庫、土蔵などもあります。そういったところも踏まえまして、要綱条件の新しい追加等はあるのかどうか、またその補助率は、通常の空き家であればその補助は決まっておるのですが、今回の災害に対しての解体補助は現状の空き家と同じ補助になるのかどうかというところをまず3つお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、危険空き家の要綱についてということでございますけれども、危険空き家の要綱については、まず災害があったから変えるというわけでもなくて、現状のままで対応しております。

あと、倉庫とか土蔵とかそういったものが対象にできるのかということでございましたけれども、危険空き家については要綱上、町内にある居住を目的として建築または使用されているものが対象でございますので、倉庫とか土蔵は対象とはならないということでございます。

あと、この要綱に追加があるかと、それも今は考えておりません。

あと、補助額についても、補助額は住宅の不良度を点数づけして、事業費に2分の1を乗じて得た金額、それもそれぞれ40万円とか50万円とか限度額設定されているのですが、これも今回の災害等では変わらないで、補助額も同額でさせていただいているという状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ただいま課長のほうからご説明がありまして、要綱は現状のままでいくのだと、倉庫、土蔵関係は対象にはならないというお話をいただきました。被災された方々を回って少しお話を聞きますと、現在住んでいるご自宅、床上大体10センチから20センチくらい上がっているご自宅も多いようです。20センチくらいといいますと、大体仏間の下の引き出しくらいまで結構上がってしまっていて、壁も、真壁といいたいでしょうか、塗った京壁や、大壁は中に断熱材入っているのですが、そういったところも全て直すとなると新築を建てるくらいの経費がかかるわけでありまして、そういったところで直すよりは解体したほうがいいんだけど、どうすればいいのだろうというお話をよく聞きます。そんなところで今回のこの空き家解体の補正の分が上がったわけでありましたので、内容を少し確認をさせていただいたところでもありますので、現在住んでいて災害に遭われた方で家を解体をしたいという方はこの中には該当しないという形で取ってよろしいのでしょうか。そこをちょっともう一つ確認をしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　今回災害で家を解体したいという方は、5件のうち1件がそういう方ございました。そのような形でこの補助金を使うような形になるわけなのですけれども、それぞれ貸家等についても町で、先ほども申し上げましたけれども、チャレンジハウスに移り住むという方もいらっしゃいますし、あと町外に移り住む方、あと自宅に戻られる方、それぞれの事情がございますので、それぞれの事情に応じて対応を進めているところでありまして、こちらで新たに住宅を建てるとか、そういうことは今のところ考えてはおりません。

　　以上です。

議　長（高橋冠治君）　　7番、那須正幸議員。

7　番（那須正幸君）　　要綱に沿っていけばそういう形になるのかなと思いますが、ただ要綱の中に明記されておりますのが、その他町長が必要と認めるものと明記されておりました。そういったところありますので、ぜひ広く町民の声をお聞きいただいて、やはり町長の判断もお願いをしたいなと思うところありますので、この空き家対策に関しましてはよろしくをお願いをしたいなと思います。

　　もう一つ確認をしたいのがその下のその他のところで、自主防災活動推進事業、環境推進員の費用と消防施設整備事業、非常備消防活動費が今回補正で増額になっております。多分今回の災害に関しての増額かなとは思いますが、その内容をお聞きして、私の質疑を終わりたいと思います。

議　長（高橋冠治君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　まず、その他の部分の自主防災会活動推進事業92万5,000円についてでありますけれども、これは自主防災会の活動に対する助成金でございます。集落で申請待ちのところもございますので、最初は10月補正と考えていたのですけれども、早める必要があったので、今回計上させていただきました。あとそれに加えて3月までのこちらで見込んでいた分も足りなくなることが想定できましたので、現時点での不足額、3集落分の助成分47万2,000円、あと昨年度の実績、9月以降の申請分6件含めて助成額45万3,000円あったものですから、それを見込んで47万2,000円と45万3,000円を足して92万5,000円とさせていただいたものであります。

　　あと次の消防施設整備事業14万5,000円についてでありますけれども、これは防火水槽の設置工事費であります。これもコンクリート工事でございますので、なるべく早めに着工したいということもございまして、10月補正から前倒しで今回計上させていただきました。これについては、小野曽地内の防火水槽改良工事250万円ということで、これは小野曽の防火水槽の蓋がけの工事になります。あと畑地内の防火水槽撤去工事ということで25万3,000円、これは防火水槽の撤去の工事になります。あと南山地内防火水槽補修工事89万2,000円、これは漏水の補修工事で、トータルして364万5,000円になるのですけれども、既決予算額350万円ございますので、そこから今の364万5,000円を引いて14万5,000円、不足分を補正させていただくものでございます。

　　あと最後に、非常備消防活動費についてでございます。11万4,000円、これについては消防団の災害活動用の自動車保険でありまして、この保険は消防団員が出動の際、自家用車等で事故、災害等に遭った場合補償されるものでありまして、後払いの保険料ということになります。自家用車等で出動した場合のみ、月ごとに集計して保険料を支払い、それで補償されるということで、ちなみに7月の支払い、今回災害あったわけなので、そこで自家用車等で出動した方もいらっしゃいましたので、支払い額が9万円というこ

とで、8月は出勤なかったので、支払い額ゼロ円ということでございました。そのような形で支出する保険料でありまして、今回の計上額としては、普通自動車用の支払い額1,700円掛ける19台掛ける2件、6万4,600円と、あと軽自動車ということで1,300円掛ける19台掛ける2件、4万9,400円ということでありまして、それを足して11万4,000円と計上させていただいたものでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） それでは、ただいまのご質問で環境推進員費30万円につきましてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、7月の27日から災害ごみの仮置場で受入れを始めたわけでございますけれども、サン・スポーツランド遊佐の駐車場と、あとあぼん西浜の南側ということで2か所におきまして、その受入れに当たりまして、サン・スポのほうですと交通誘導ですとか、それからどちらも災害ごみ、燃えるごみだったり、粗大ごみだったり、金物だったりということで分別しなければならなかったものですから、その分別について対応いただいたりということで、そういった業務を環境推進員さんから担っていただきました。7月27日から8月3日までということで、延べの時間にいたしまして293時間、各地区の会長さんを中心に当たっていただきました。それに対する有償ボランティアというような形で謝礼をお支払いするというので、既決の予算も通常の事業協力謝礼ということでございますが、その分不足するというので今回補正を上げさせていただいたという内容でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の質疑は終了いたします。

8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） それでは、新型コロナワクチンの接種委託等についてご質問いたします。

3番議員も同じように質問をされておりました。インターネット上の各自治体のホームページで今現在掲載されるところを見ておりましたところ、都内のある区では、全額と申しますか、自己負担なしでワクチン接種ができる区もあると記載されておりました。神奈川県はY市では、自己負担3,000円と明記されておりました。やはりワクチンを接種する際、今回は自己負担が発生をすると承知しておりますが、各自治体それぞれの状況によって多少ばらつきがあるというのも承知しております。それで、当町ではおおよそいかにどの自己負担で新型コロナワクチン接種ができるのか、もしお分かりになりましたらお答えをいただきたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

先ほど4番議員のご質問にも説明をさせていただいたところでございますが、先ほど国試算では接種料1万5,300円と計算上は申し上げたところでございますが、実際ワクチン、そして実施料については各医療機関で額を定めるという形になっている関係上、その額から委託料に示しました1万1,800円、これを差し引いた金額が自己負担という形になります。仮に1万5,300円であれば3,500円程度かとは思いますが、医療機関によりまして実施する金額というのが変わってきますので、一律に幾らということはお示しすることはできませんが、庄内の市町、近隣の市町と合わせた形で、町のほうでは3,500円、そして国のほうの

8,300円を足した形の1万1,800円を助成するという形で計上しているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 今のお答えですと1万1,800円というふうに捉えてしまいがちなのですが、そうではなくて、おおよそで結構です。おおよそ自己負担がどれくらいになるのか。もちろん先ほど来から私幾らというようなことはなかろうという想定の下で質問しておりますが、例えば幾ら持っていったけれども、足りなかったというようなことがあったらやはりあまりよろしくはないかなと思いますので、おおよそどれくらいかをお尋ねをしております。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えします。

すみません、先ほど「4番議員」と申し上げましたが、先ほど言ったのは「3番議員」でございます。訂正させていただきます。

おおよその自己負担額ということでございますが、仮に接種料金が1万5,300円であれば、引いたところで3,500円という形になりますので、その前後という形で捉えていただければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 8番、佐藤俊太郎議員。

8番（佐藤俊太郎君） 無理やり数値を教えるというか、ご教示願ひましてありがとうございます。

続きまして、概要書でいきますと社会教育施設災害復旧事業、語りべの館本復旧事業費、かなりの金額でございます。語りべの館及び杉沢比山伝承館本復旧費2億8,000万円等の金額になってございます。多分これは建物が特殊な、通称宮大工さんが建てる、担当するような工事になるのではないかなという思いがありますけれども、これに際して担当できる工事業者は特定されるのか、それとも広く一般建設業者が担当できるものなのか。また、金額が非常に大きいと思ってございますので、この大きくなっている金額について、もしよろしかったらご説明をお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

まず、杉沢比山伝承館なのですが、こちらにつきましては普通の、普通といいますか、体育館、それから伝承館のスペースということで、通常の建築様式の建物でございますので、特殊な何かそういった宮大工さんですとか、そういった方々の施工でなくても大丈夫な建物だと認識をしております。こちらの金額が大きくなった要因といたしまして、こちら文部科学省関係の公立社会教育施設の災害復旧費補助金というものを活用するのですけれども、こちらの復旧費の算出の基準といたしまして、全壊また半壊の面積に国で定める1平方メートル当たりの新築単価を乗じて得た額とするというようなことになっております。杉沢比山伝承館は、体育館のスペースですとか全体がかなり大きな構造物になっておりますので、それに新築単価を掛けて計算することによってかなり大きな金額になっているというようなことでございます。こちら算出した金額、全壊または半壊というようなことで、新築単価で計算しているわけですが、今後国による査定ですとか、またこれから実施設計を行うことによってその辺の詳細が判明してくるのかなと。今現在につきましては、最大限の数字を上げているというようなことでございます。これに

ついても国から3分の2の助成があるというようなこと、そういった前提において予算を計上しているというようなこととございます。また、併せて語りべの館、こちらのほうも復旧事業費盛り込んでおります。先ほどの専決のほうにおきましては、先行してやる部分、ちょっとクリーニングですとか、床下の清掃的な部分とか、そういったものを先行して上げさせていただいているのですけれども、今回の補正、9月補正のほうには、本体工事ですとか設備関係の工事とか、そういったものについて、これも新築基準で積算して計上させていただいておるものですから、大きくなっているというようなこととございます。ここで最大限上げていないと後でこちらで要望した金額がつかないということで国の査定なんかでもありますので、最大限で予算を見込んでいるというようなところでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて8番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了します。

9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それでは、私のほうからも質問させていただきます。

冒頭に遊佐町災害対策基本条例というのがありまして、それについて関連しましてちょっとお尋ねさせていただきます。私が議員になって半年ぐらい経過した平成28年の3月で、第511回の議会でしたが、遊佐町災害対策基本条例が制定されております。それ読み返しますと25条のほうに次のような記載があります。

「町は、災害により重大な被害が発生したときは、災害復興基本計画を策定し、町民生活、経済等の再生及び安定並びに社会基盤の安全性の向上に配慮した復興対策を実施するものとする」と。2項としては、

「町は、災害により重大な被害が発生したときは、国、県、他の地方公共団体及び関係機関等と連携を図るとともに、町民及び事業者による復興を支援するものとする」と、こういうのがあります。先ほど来災害に対応した職員の皆さん等に対する発言は各議員からあったところですが、基本的に今言った第2項の対応として職員の皆さんが対応してきたのかなと、そう思っております。それで、先日の全員協議会でも、災害査定を受けるためにいろいろ動いているということも報告を受けました。それで、その中で歳出のほうに、2款総務費のほうに職員手当として820万円載ってございます。この歳入については、県のほうから同額の県支出金として820万円が計上されております。これを概要で見ますと、災害救助法適用による県の委任事務であると、そのような記載がありました。

それで、質問に入りますが、災害救助法適用による県の委任事務とのことでありますが、町の皆さん、職員の皆さんが対応した職員の時間外勤務手当、増額分を負担するという内容のようになっているようです。基本的に町で対応した全ての残業手当といえますか、これはこの820万円で全てが補われているのか、1点目お尋ねします。

関連しましてちょっと町長のほうにお伺いしたいのですが、これ私あくまでも他人というか、町民から聞いた話ですが、町長がSNS等で早朝から開庁したということがあったと聞いたところですが、これは聞いただけですので、実際そう分かりません。早朝から開庁して対応したということですが、そういう事実があったのかということも含めて、ちょっとこの辺、職員の残業手当についてお伺いしたいと思います。

それで、先ほど冒頭に言いましたとおり、遊佐町の災害対策基本条例の25条にありますとおり、災害復興基本計画を策定するという事になっているようですが、この策定というのは今回必要だったのかどう

か、あくまでも条例の一文にすぎなかったのか。補助もらうためにはいろいろ計画するのが行政の在り方ですので、この２点についてお尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず最初に、災害関連での時間外手当について、全て県の負担金によるものかという質疑でございましたけれども、避難、あと救助の關係の事務費ということになるわけなのですけれども、これについては県からの委回事務ということになりますので、災害関連の時間外手当についても歳入で県支出金で予算化しておりまして、災害救助費負担金ということで歳出と同額の820万円ということで予算計上させていただいております。全てといたしますか、この時間外手当で対応するものでございます。あとは県の負担金によるものでございます。

あと災害復興基本計画は策定しているのかということでもございましたけれども、今回については災害復興基本計画は策定しておりません。国、県の支援を受けることには特に影響はないものと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 菅原議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問のほうは、町長は朝早くから対応していたということをSNSのほうで知った方がいるので、この事実関係ということですが、事実は、私町長就任してから、朝は職員の方が来てから、8時半出勤の場合は例えば8時とか、そういう時間で出勤を3月25日から続けておりましたが、皆様のご存じのとおり、発災後は私自分でカードリーダーというか、解除をし、私一番に登庁し、実際前の晩までどうということがあったとか、今日はどういう動きをしたらいいのかということでお仕事をさせていただいたという事実はございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、次の質問に移ります。

農林水産関係の支援についてお伺いします。先ほど来質問された議員の皆さんの答弁聞いていまして、ちょっと勘違いしていた点がありますので、その辺踏まえて質問を仕切り直しさせていただきます。農林関係予算については、農林水産業費並びに第11款の災害復旧費のほうに計上されているようであります。それで、先ほどご答弁のほうで農業用施設というのが6款のほうにあったわけですが、これが非常に分かりづらくて、私も勘違いして、先ほどの太田産業課長の答弁では、農業用の倉庫とかというふうに答弁されておりました。私は、農業用施設といいますと排水路とか用水路とか、そういうものであろうと。だから、2つがダブっているのかなということでもしてございましたが、それ分かりましたので、ちょっと視点を改めて言います。第11款のほうの災害復旧費のほうにかなり高額の前算が計上されております。これについては、日向川、月光川土地改良区の基幹となる施設、月光川地区でいえば揚水機場2基、それから排水機場2基、これが浸水しました。私も現場に行きまして、直接湛水している状況等見ますと、かなりの被害であったかと、そう思っております。それで、具体的にはここに記載しているとおりで、10億円を超す内容でございます。あえて言いますと、そこにあります委託料が9,200万円という多大な金額であります。それで、私の経験からいくと、今年はちょうど出水期ですので、ポンプを使う時期だったのですが、それを乗

り越えたということはよかったと思っております。それで、管内の2機場については基本的に7月から使うポンプではなくて、渇水になった時点で動き出すポンプですので、7月頃であれば可能であるのかなと、一方的に自分のこと申し上げて申し訳ないのですが、思います。それで、ちょっと今太田課長のほうにお聞きしたいのは、9,200万円をここに計上しているということは、災害の査定のための設計をつくるのも町でありますし、これはあくまで予算書を見ますと補助金ではありませんので、町が主体となって進めざるを得ない事業であると思います。それからいきますと、当然日向川、月光川土地改良区のほうと査定も含めて協議をしているのかなと思います。町が発注なれば、農林水産系のほうが担当になるとすれば、発注の準備とか対応もそういう体制になると思います。それで、関連して、内水面のほうについては補助金ですので、恐らくあの組合だとは思いますが、その辺は外れるわけですが、この復旧計画に載っています農業関係団体との調整、打合せ、査定を含めて、査定後の部分、かつ今回は載っておりませんが、災害復旧費100%は来ないはずですので、例えば96%補助とすれば4%はその団体から受ける必要も私あるのではないかと思いますので、その辺は今後の補正に上がってくると思うのですが、その辺の状況について、関係する団体との調整状況についてお伺いしたいのですが。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

農業関係の災害復旧事業につきましては、議員おっしゃるとおり、以前にも全協でも説明をさせていただいたと思いますが、町が全部事業主体となって行うということで現在調整をして、手続も進めるような状況であります。現在農地のほうにつきましては、毎日県、先週までは県庁、今週は庄内支庁のみであります。月光川土地改良区さんと町とで一緒になって、簡易測量ということで今測量を続けている状態があります。これから災害査定資料積算を行いまして、先ほどの昼の情報では、山形県に査定が入るのは10月になったら査定が入るような予定のようでありました。ただ、まだ町のほうでは準備ができませんので、恐らく10月の下旬頃の査定の日程を目指してこれから積み上げていくものだと思っております。日向川土地改良区さんの分、月光川土地改良区さんの分、併せて町が全て申請をして助成を受けると。補助率96%というふうに見込まれております施設だと99%という話もあるのですが、それはまだ今の段階でありまして、実際は12月くらいにならないと率ははっきりしないというふうに国のほうからも説明がありましたので、それに向けて今進めていると。また、補助の残り分については、両土地改良区から負担をいただくという考えは今のところはしていません。協議もまだそこまではしていませんので、基本的には町が見るものだというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 現状はお聞きしました。それで、ちょっと関連して申し上げますが、先ほど質問ありました農林水産物等災害対策事業補助金900万円のうち3分の1が県のほうから来るわけで、農業振興費の財源として、一般財源としては522万円ほどなっております。先ほどの答弁でお聞きしようと思ったのですが、商工関係のことも含めて、町民負担というか、農家負担はゼロということが先ほど太田課長の答弁にあったとおりです。実質、最上地方の町のほうでも、補助残については全て町のほうで持つというようなことでありました。それで、ちょっと先ほどの1つに特化したことで申し上げますが、先ほどの答弁

でこの事業については今後要綱等を定めて具体化するということでしたが、実は町のほうで、私今現在区長やっているのですが、住宅の湛水について把握してくれ、社会福祉協議会からもそうでした。農業用倉庫とか、それから物置とか、そういうものについては対象外というように取れるようなことであって、基本的に住宅のみをほとんどやったところですよ。実はこの事業聞いていまして思ったのが、9,700万円ほどですか、予算化になっているわけですが、最近知ったことですが、私の集落は膝まで来るくらい湛水をしました。その際、公民館も湛水して、先ほどの名簿に載っているとおりなのです。それに隣接する倉庫の方が、それこそ簡単な言葉で言えば米をむく臼、これが湛水してしまって使えない状態にあると。それをできないものですから、急遽カントリーエレベーターのほうにお米を入荷しているということによって、私も今回これ初めて知ったものですから、基本的にこの事業については予算化になっているわけですが、個人の判断ですが、こういう情報というのはちょっと、私言ったとおり今初めて聞いたもので、あくまでも住宅中心のことしかなかったものですから、その辺は今後そういう調査に対応してよろしいのかどうかということをお聞きしたいことが1つと、3問目ですので、ちょっとまとめてしますと、先ほど6番議員のほうからも質問あったところですが、商工関係の被災事業者については7,000万円ほど今予算化されております。詳細についてもありませんし、いろいろな歳入を見てもございません。それから言いますと、地方交付税として今回1億6,711万5,000円、それから前年度繰越しが5,275万5,000円ということで、合わせて2億1,987万円ほどが今回の今の61号議案の収入のほうに載っております。先ほど4番に対する副町長の答弁では、緊縮財政等は今後やるということでありましたが、私もこの繰越金は一定積立てしなければならないという認識だったものですから、7,000万円というのは地方交付税の中から今回捻出したのかなと思っておりますが、その辺は総務課長なのかどうか分かりませんが、お尋ねさせていただきます。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） 最初のご質問のほうですけれども、県の補助事業ということで先ほどいろいろご説明をさせていただきました。農協等には周知を当然しておりますし、関係機関の皆さんには周知をしておるところであります。なかなか全部というところはまだなっていないので、これからホームページ等にも上げまして、あくまでも個人の申請ということになりますので、そのような周知はしていきたいというふうに思っているところであります。

あともう一点のほうで、財源内訳は総務課長になるかと思っておりますけれども、先ほど4番議員の質問の中でも説明少し不足ではありましたが、この商工の事業でありますけれども、県の事業がこれから発動されて、県の事業の該当者に対して町も補助するという内容でありまして、県の補助事業は直接事業者と申請等のやり取りになります。それ以外に町ということになりますので、あくまで財源は一般財源でということになっております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、この7,000万円についてなのですけれども、ソフト事業ということでもございますので、財源についてはまず一般財源であるというふうに理解しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の質疑は終了いたします。

ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第61号 令和6年度遊佐町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第5、議第62号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）契約の締結について
の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 当該日向川については日向川鮭漁業生産組合と、サケ及び河川を遡上するサクラマス等がありますが、これらについての同組合等との話し合い等についてなされているのかお尋ねをいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

6月議会におきまして木橋部の撤去の件につきまして補正を議決いただいたわけですが、昨年度来、組合のほうと調整を図ってまいりまして、組合のほうからは撤去について進めていただきたいということで了解を得ております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 8 番、佐藤俊太郎議員。

8 番（佐藤俊太郎君） 平成29年の第521回定例会の決算審査特別委員会において、当日向川における日向川河口付近の干潟保全やシジミ貝等の放流による水質浄化等の事業を実施していると議事録に記載されておりました。当然当工事によって影響を与えるのではないかと危惧をしておりますが、この件について検討をなされたことはございますでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

今回シジミということでございますけれども、現在はそのような事業を実施していないということで、検討しておらない状況です。

以上です。

議 長（高橋冠治君） これにて8 番、佐藤俊太郎議員の質疑は終了いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第62号 令和6年度町道白木・宮海線栄橋橋梁撤去工事（右岸工区）契約の締結についての
件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、発議第4号 まちづくり政策提言の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきの全員協議会で協議したとおりでありますので、この際質疑、討論を省略し、
原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第574回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後3時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和6年9月10日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 渋谷 敏

遊佐町議会議員 本 間 知 広